

第百六十六回
国 会

参議院外交防衛委員会會議録第十六号

平成十九年六月五日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月三十一日

喜納 昌吉君

補欠選任
下田 敦子君

六月一日

小池 正勝君

補欠選任
福島啓史郎君

末松 信介君

川口 順子君

六月四日

川口 順子君

補欠選任
小池 正勝君

六月五日

櫻井 充君

補欠選任
櫻井 充君

出席者は左のとおり。

委員長 田浦 直君

理事 岡田 直樹君

委員 山本 一太君

委員 浅尾慶一郎君

委員 柳田 稔君

委員 高野 博師君

委員 北川イッセイ君

委員 小池 正勝君

委員 小泉 昭男君

委員 櫻井 新君

委員 関口 昌一君

委員 大塚 直史君

国務大臣

外務大臣

防衛大臣

副大臣

防衛副大臣

大臣政務官

外務大臣政務官

事務局長

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣法制局第一部長

警察庁警備局長

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務省中東アフリカ局長

喜納 昌吉君

佐藤 道夫君

櫻井 充君

樺葉賀津也君

白 眞勲君

浜田 昌良君

緒方 靖夫君

大田 昌秀君

麻生 太郎君

久間 章生君

塩崎 恭久君

木村 隆秀君

関口 昌一君

浜田 昌良君

北川イッセイ君

泊 秀行君

鈴木 敏郎君

小澤 俊朗君

下川眞樹太君

山本 庸幸君

米村 敏朗君

長嶺 安政君

草賀 純男君

奥田 紀宏君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(田浦直君) ただいまから外交防衛委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、末松信介君及び樺葉賀津也君が委員を辞任され、その補欠として福島啓史郎君及び櫻井充君がそれぞれ選任されました。

○委員長(田浦直君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事

会協議のとおり、政府参考人として内閣官房内閣審議官鈴木敏郎君外十二名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) イラクにおける人道復興支

援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○岡田直樹君 自由民主党の岡田直樹でございます。

最初に防衛大臣にお伺いをしたいと思います。

このイラク特措法の下で陸上自衛隊また航空自衛隊も、これは一滴も血を流さずに専ら汗を流すことによつてこの人道復興支援に従事をして、国際的な評価も得てこれだと思ひます。いろいろと難しい面もあったと思ひますけれども、この間の自衛隊が果たした役割について防衛大臣からお伺いしたいことと、また今後どのような役割が継続してあるのか、その点についてもお伺いをしたいと思ひます。

○国務大臣(久間章生君) 陸上自衛隊につきましては、もう帰つてきておりますけれども、イラクのムサンナ県を中心として人道復興支援活動に携わつてまいりました。医療活動あるいは公共施設の整備等について大変精力的に活動してくれまして、ムサンナ県当局はもちろんのこと、またイラクの当局からも大変好評を博しておつたところでございます。

その後、陸上自衛隊は帰りましたけれども、イラクにおける人道復興支援活動、そしてまた安全確保支援活動、このために航空自衛隊がクウェートとバグダッドとエルビルと輸送関係を行つておりますけれども、これにつきましても、国連の事務総長を始めとしてイラク当局からも、また安全確保支援活動及び人道復興支援活動に当たっております多国籍軍の司令官等からも、航空自衛隊の活動について、これを評価すると同時に継続して

もらいたいという、そのような趣旨の言動があつておりますから、それなりのまた成果を上げていくものと、そのように我々としても自負しているところであります。

○岡田直樹君 この後は主に外務大臣にお伺いをしたいと思ひます。昨日北朝鮮、今日イラクというところでいろいろございしますが、よろしくお願ひいたします。

今、防衛大臣から自衛隊の活動、果たした役割について御説明がありました。しかし、イラクの今の情勢見ておきますと、非常に心配な点も多々あるわけでありまして、一番問題であると思ふのは、やはりイラクの治安が回復の兆しを見せないことでありまして、四月にはバグダッドの真ん中にある連邦議会、国会にまで自爆テロが起つた。そして、先月、五月のアメリカ兵の死亡者、ある通信社の統計によれば、五月の米兵の死亡者が百二十七人、二〇〇四年が百三十七人で最悪であつたということでありまして、それに迫るような犠牲性を出しておるわけでありまして。

治安の状況あるいは政権の民主化、そしてイラク全体の復興の進展など、最近のイラク情勢をどのように把握しておられるのか、全体としてこのイラクの国づくりというものが前に進んでいるのかどうか、スピードは遅々たるものかもしれないけれども、ともかく前に進んでいるのかどうか、その辺りの御認識というものを伺ひをしたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) 治安状況につきましては、イラクに関しましては、もう度々申し上げておりますように、バグダッドを中心に厳しい状態が続いております。

今、岡田先生御指摘のありましたように、四月以降も、五月の二十九日でしたか、バグダッドの中心にいたします広場付近の停車中のバスが爆発して二十三人が死亡、一日置きまして五月の三十一日には、同じように中部地区において、ファールジャというところにおいて、警察官募集中のところの隊列の中にあつた自爆テロが発生してこれ

も二十五人が死亡等々、テロ活動というものがいろいろ起きておりますというのは事実だろうと存じます。

他方、イラクの政府としては、米軍とともにいわゆる治安というものの回復にいろいろ対策を実施しております、この間の五月の三十日の日になりますが、これはクルド地区を中心として三県でいわゆる治安権限の移譲と。これは最初に、御存じのように、陸上自衛隊がおりましたサマウワが最初に治安権限の移譲というものがイラク政府に行われております。今回はこのクルド地区三県で行われましたので、これで十八県中七県が治安権限の移譲が政府に対して行われる等々、少なくとも努力の成果が上がりつつあるということは一歩また見られていくところだと思つております。

やはりこの種のことをやるには、一国だけでというのはなかなか難しいので、イラクの周辺国と言われるところで協力が要ります。例えばシリアを含めまして、イランを含めましてということ、五月の三日、四日、エジプトのサイナイ半島の先端ですけれども、いわゆるシャルム・エル・シェイクという、かつてテロの起きたあのシャルム・エル・シェイクにおいてイラク周辺国拡大外相会議というのが行われております、私もそれに参りましたけれども。

その会合において、少なくともイラク・コンバクトということに関しては、周辺諸国がそれに皆賛成をして合意をするところになりました。この場において、いわゆるイラクの問題に關して、イランとアメリカが直接対話をするということがこのときに提起をされております。例の話が一九八〇年でしたから、以来ですから二十八年ぶり、イランとアメリカの直接対話が行われるということになって、少なくとも、駐イラク・アメリカ大使のクロツカーと駐イラク・イラン大使のコミーと直接対話をここでやっておりますが、以後、少なくともこういつたような話が、努力の成果が少しずつ出てきているのではないかと思つております。

いずれにしても、イラクというのは、いずれ治安情勢を含めまして国民融和の問題等々いろいろまだ問題が残つておることは確かだと思ひますが、そういったものが今ちょうど大事な、重要な時期に差し掛かつておるかなと思つておりますが、少なくとも、いわゆる治安プラス国民の融和というところがきちんとでき上がらないと治安の安定化にもつながっていかぬのではないかとこの感じがいたしておりますので、引き続きこの点に配慮をしつつ対応していかねばならぬと考えております。

○岡田直樹君 今大臣が、治安プラス国民融和、また周辺諸国との協力関係と、こういう幾つかの重要な論点を御説明になりました。

その一つ一つについてちよつとお伺ひをしたいと思います。治安の点について、日本政府として、イラクにおける米兵、またイラク国民の死者の数というのはどのように把握をしておられるか、またそれはどういう発表あるいは報告に基づくものであるかという点について、外務省にお尋ねをしたいと思ひます。

○大臣政務官(関口昌一君) 米軍側の死者数につきましては、アメリカ国防省自身の発表によりまして、本年六月一日現在、三千四百六十三人と承知しております。

また、イラク民間人の死者数については、米系NGO、イラク・ボディー・カウンタによれば、本年六月四日現在、少なくとも見積もっても六万四千七百七十六人、最大で七万九百三十四名と承知しております。

○岡田直樹君 特にイラクの民間人については膨大な数字になっておまして、これは事実上の内戦というものが、あるいは内乱というものが続いておりますのではないかなというふうに懸念をいたします。

そのイラクを統治するマリキ政権でありますけれども、これをどのようににがんになつていくかというのを次に大臣にお伺ひをしたいわけでありまして。

先ほども国民融和ということをおっしゃいましたが、マリキ首相はシア派ということで、スンニ派との対立に拍車が掛つたのではないかと。あるいは、これはどこまで真実かは存じませんが、政権の内部で腐敗という汚職が横行しているような、そういううわさも耳にするわけでありまして。

このイラク政府がやはり民主的で公正でまた透明性の高い政府になっていくということがイラクの安定化のためには不可欠であらうと、これはもう言うまでもないことではあります。先ほどおっしゃつたとおり、国民融和、シア派、スンニ派、またクルドといった、そうしたこの国民の中の分裂、対立をいかに融和をさせていくか。イラクでも政府が国民融和計画というのを作つたそうでありまして、余り前に進んだということも聞いております。

また、こういう問題というのはなかなかアメリカには手が出しにくいようなところもあるのではないかと。やはり、キリスト教国ということもありまして、あるいはこの地域に対して非常に根深い反米感情というものを持たれていると、そういうアメリカにはできないような、何かイラクの国民各派に呼び掛けるといふようなことが日本の役割として今後出てくるのではないかと思ひます。その辺りについてどのようなお取り組みをお考えになつておられるか、また実行しておられるか、御説明をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(麻生太郎君) 今御指摘のありましたように、イラクのマリキー政権、開かれたとか民主的とか公正とか透明性があるとかいふような点は、これは物すごく大事なところであります。そういう点を踏まえた政府がぐくり上げられるということ、今後のイラクの政権の安定のためにも極めて重要という御意見は私も全くそうだと思つております。

日本政府としては、今、日本としてできることというお話がありましたので、私どもとしては、これは国民の融和というところが非常に大きな

ころではないかというのを考えて、少なくともこの三月、イラクの国民融和担当大臣を筆頭にしてくルド、スンニ、シーアを含めまして十三人だったかを日本に呼んで、そして約一週間、十日間ぐらい掛けていろいろな対話をするという機会をつくってみたいんですが、最初はもう全く、かなり反りが合わないというか陰謀というか、合いませんでしたけど、少なくとも一週間、十日ぐらいして会ったときの段階においては少なくとも話が始まっておりまして、やっぱり終わった後は是非こういうような機会がこのところ絶えてなかったというのが非常に大きな不信感を醸成しておりますので、やっぱり信頼醸成が起きませんとなかなか難しいという感じは私どもも強くなりました。

ただ、御本人たちは、だれがスンニでだれがシーアで、あんたら見て分かるのかって聞いたら、いや、全然分からぬと言うわけですね。それで、私も、この話になるまで、九月十一日前まではスンニとかシーアとか余り考えたこともなかったという話をしますと、これはほかのところもそうかと思つてエジプト聞いてみても、それは、あんな何派で聞くと、うん、おれとか言つて、ぐつと詰まっちゃうぐらい、何か、まあ考えてみれば、こつちも、おまえ、仏教で言つて、天台宗、曹洞宗、何宗と聞かれて、隣のやつに、おお、おれんち何だつて聞くと、一杯いいますから、まあちよつと、その程度のものなんじゃないんですかね。それが何となくあれのおかげですつかり話

が、えらく対話が激しいようなことになっているように、我々は外から見ているからそう思つていますが、御本人たちもそういう意識はほとんどおありにならぬというのがついでに聞かされた。これエジプトの外務大臣も同じようなことを言つておりましたので。

そういうところだと思ひますので、何となく、これはイラク人自身による国民融和というのを自分たちで努力しないと、これはなかなか、こちらが幾らあつたつてなかなかさうなわけにいきませんので、そこらの点は十分に踏まえて、日本

のやれるところはむしろそういった機会をつくるというような話。

また、非常に貧困というのがちよつと大きな問題でもありますが、また、イラクというところは、真ん中のスンニ地域のところは石油が出なくて、南と北のクルドとシーアのところに石油が出る等々、いろいろその国の内部事情というのはいまです。そういつたところでも安心してきかんとした収入が得られるよう、石油収入が配当をされる、分配されるようなシステム等々、いろいろなところを手助けできるところが必要なのではないかと。単なる宗教対立だけあつてみても始まらぬというような感じが率直な実感であります。

○岡田直樹君 今の大臣のお話を伺つてちよつとほつとしたような気もするんですけども、イラク人も、日本のように融通無碍な宗教観を持つていたらもう少し対立が少なくて済むんじゃないかなと思ひます。根気強くこの国民融和ということについて御努力をいただくようお願いをしたいと思います。

先ほど大臣からも、五月のエジプトにおけるイラク安定化会議でしようか、周辺諸国に、また国連安保理の常任理事国とか、日本のような主要国も参加をした会議が開かれたと。この意義についてもう少し伺ひたいことと、それと関連して、アメリカとイラクの対話というものは、外相同士のものでは実現しませんでしたけれども、しかし十七年ぶりに、本当にお互いを悪魔のように思つてきたアメリカとイラクの大使が、駐イラク大使が公式に会談をしたということの意味は大きかったと思ひます。

イラクが混乱し続けていることの一つの原因は、周辺の諸国、先ほどイランやシリアの名前を挙げられましたが、そうした各国からイラクにおける武装過激派に対して支援が行われている、あるいは武器供与があるのではないかと。特にイランの存在というのは非常に大きいと思うわけがあります。アメリカは、私は、イラン、そしてイ

ラクとともに三者協議の場を設けてこの問題についてでもっとも真剣に、そして詰めた協議が必要ではないかと、このように考えるわけでありますが、外務大臣のお考えをお伺ひしたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) やつぱり、イランとアメリカの直接対話というのはかなり大きな意味があつたと、私、端緒に就いたばかりのところでありまして、少なくとも、イラクの問題についてのみという前提条件で両大使が会つております。私は、関心は皆、核実験の話とかそちらの方に世界の関心は集中しておりますけれども、少なくとも、イラクの問題に限つたとはいへ、アメリカとイランが直接というのは非常に大きな一歩だつたと思つております。

北朝鮮とも同じような形で、バンコ・デルタ・アジアのことに關して、少なくともアメリカと北朝鮮が直接対話ということをやつております。そういう意味では、六者協議とは別にそういうものをやつてゐるのは一つの進歩だという具合に考えるべきだと思つております。こういつたのは長いこと不信感がたまつておりますので、そういう簡単に一朝一夕にすべてが氷解するとはとても思へません。

しかし、現実としてこういつたことをやらない限りは双方とも話は建設的なことにはなりませんので、やはりアメリカも、イラン、イラク、これはペルシャ人とアラブ人で、長いことシャトルアラブという川を挟んで長い長い歴史がありまして、そんな簡単な話じゃないんですけども、そういう状況を踏まえて、少なくともお互いさま、とにかくしんどいことになりつつあるのは両方とも同じでございますから、そういうところではどこかでという話が、今少しづつ話合ひをする機運ができ上がつてゐる。今までのように、全くもう突つ張るだけ突つ張つてゐるという状況からは少し変わつてきつつあるという状況が醸成されつつあるのかと思つております。

いずれにしても、日本としてはこれは主にイラクの復興支援というのに手をかけておりますので、そこらのところがきちんとしたものになつて国民融和が進みますと、こちらの方も、イラクの東半分、いわゆるペルシャ、ペルシャというイランとの間の問題、シーア派の問題も少し解決してきますでしようし、それから、上にありますシリアは同じくシーア派の強いところですが、こういったところまで、皆、元はイランからの資金とかイランからの力とか言われておりますので、そこらのところを含めまして少し状況が変わつてくる。イランの対米不信というのがありまして、世界の対イラン不信というのも両方ありますので、そこらのところが少し変わつてくればまた情勢も変わつてくるかなと思つて。

これは、一朝一夕にすぐこれが答えというのがありませんので、今はそんなところかなというのが、我々外から見ておりましたそんな感じがいたしております。

○岡田直樹君 先ほど申しましたが、アメリカとイランとイラクの三者協議を開けという、そういうアイデアもあるわけですが、どうもアメリカが少し消極的ではないかという話も聞かれます。

外務大臣として、アメリカに是非そういう三者協議という場を設けて話合ひをせよと、そういうふうに御助言というか積極的の働き掛けをなさるお気持ちはいかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) この話はもう半年ぐらい前に、まだイラン、アメリカの対話が始まる前に北朝鮮が始まりましたんで、イランともやらかな結果的には事は解決しないのではないかと、う話をして、まあその時期が来る可能性は高いという反応は向こうも言つておりましたんで、少なくとも第一歩がスタートしておりますんで。

ちよつと、第三者の話ですからよく見えてゐるわけではありませんが、少なくともハビエル・ソラナの話も聞いてみましたが、ラリジャニの対応は、少なくとも四日前スペインにハビエル・

ソラナは帰ってきているんですが、そのときのラリジャニとの会った話は電話で日本大使館に報告してきまして、直接聞いたんですけれども、少なくとも、こちらでもラリジャニという人のお話も少し、従来のいなどにかく突つ張つちやうという雰囲気はなくなりつつあることは感じられますんで、やっぱり少しづつそういうった、やっぱり直接会ったとか何回も会うというところがお互い大事なところなんだと思いますので、やっぱりいろんな国際会議というのは何となく、しょっちゅう会っているとか何となくお話ししやすくなつてきて、このハビエル、ラリジャニという二人は、最初のころはもう全く駄目だったそうだけれども、今は少なくともお互いに話をし合えるようなところまでは来たという話をしておりましたので、今言われましたように、やっぱり三者会談等々というものができ上がる情勢が少しはあるんであって、やっぱり外務大臣より上に宗教の何とかいう偉い人と、そこ話しないとこはなかなか難しいんで、ちよつとヒエラルキーのつくり方が違つておりますのでなかなか、この人と話すとその上にまだ四人も五人もいたりなんかするとなかなか話が通じないというところが話を難しくしているかなという感じはいたします。

○岡田直樹君 最後はアメリカについてお伺いをしたいと思います。

昨日の晩のテレビでアメリカ大統領選挙の民主党の討論会が出ておりました。ヒラリー・クリントンもオバマも、イラクからのできる限り早期の撤退ということを訴えておりました。次の政権が共和党になるか民主党になるか、あるいは民主党でもクリントンかオバマか、いろんな予測というのがあると思いますが、次のアメリカの政権の政策の転換によつては、日本が置き去りにされるという言いませぬけれども、多少あらかじめ心構えをしておかないとまずい事態というの出てくるかもしれないと思うのであります。その辺りについて外務大臣がどのようにお考えか。

また、イラクで日本もできる限りのことをして

きた、汗を流してきたというのは冒頭の防衛大臣のお話にもあつたとおりであります。やはりイラクの全体状況というものがもう少し良くなつてこないといけない、そういう際にアメリカに対して同盟国として日本が何か直言をできること、このように働き掛けていきたいと思つております。

○国務大臣(麻生太郎君) アメリカが民主党、共和党になりました。これは直ちに撤退なんと言っているのは両方ともいいんで、漸次、少しずつ撤退というんで、直ちに撤退は、力の空白があそこへばこんどできるというところは多分、内乱とか混戦とかいうか、すさまじいことになりかねぬというの、これはあそこ、いわゆる副大統領も、副大統領ですか、あれもみんな、マリキも皆同じことを言いますので、これは間違いないスニ派、シア派、皆言う意見は同じでございますので、それはいずれ駐留軍ですから撤退なんですけれども、それを撤退されるまでの間、どのように撤退していくかというのは、これはいつも話している、侵攻作戦よりは撤退作戦の方が難しいのは軍というものの常識でございます。

したがしまして、このところはどのようにやっていくかというのは難しいところだとは思いますが、少なくとも、もうちよつと治安がある程度良くなつてくるなり国民がそこそこお互い話ができるなりにしませんが、何となくただ撤退は無責任の極みということになりかねぬと思つたので、そういった意味では、仕方が難しいとは思いますが、少なくとも、治安というのを担当するのは警察、軍と似て非なるものなんであつて、やっぱり我々として何回も言い続けているのは、治安というものは現地のイラク人にやる治安というものに移管すべきなんであつて、少なくとも、そうじゃない外国人は少なくとも表には出ない、それがこの種のもの常識ではないかということ、治安部隊をいかに、警察を十三万から三十三万だか三十三万だかに一応人数を増やして目下

訓練中というところなんだと思つてますが、そういったものがきちんと作動してくると随分と変わつてくると思つてますが、いずれにしても、もう少しばく時間は掛かるかなという感じは率直な実感です。

○岡田直樹君 米軍にせよ自衛隊にせよ、いつまでも撤収なんという、そういう出口を決めてしまふというところは余り賢明ではない、得策ではないというふうにも私も思つてます。

国際情勢を総合的に勘案されて、今後適切に対処をしていかれることを強くお願いいたします。質問を終わりたいと思つてます。ありがとうございます。

○櫻井充君 おはようございます。民主党・新緑風会の櫻井充です。

イラクの本题に入る前に、脱北者の件についてちよつとお伺いしておきたいと思つてますが、今回の脱北者の件というのは沿岸警備上の問題点というのが提起されたたんだはないのかなというふうに考えておりますが、その点についていかがお考えでございますでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 今回の脱北者と見られる人たちが発見された際に、海上保安庁が海上で、洋上で小型船を発見できなかったというところは、この海上保安庁の使命からして大変残念だと思つております。

平素から我が国の周辺海域において、当然、巡視船あるいは航空機によつて不法入国などの不審な行動を取る船を始めとする動きを監視、警戒をしていくわけでございますから、その網に掛からなかつたということは大変残念なことだと思つております。

○櫻井充君 今回の件ですね、今年の五月から会社法の株式交換がMアンドAでできるようにになりましたが、それが一年実は会社法の改正の後延期されていくわけであつて、あれは何かというところ、堀江さんが、まあ不正な方法ではと言ひませんが、その法の網をかくぐつてMアンドAを行つていったと、ここにきつと、こういうことをやられ

たら相当問題があるんじゃないかということを学んで、それで一年間延期したという経緯があります。

今回の件は、たまたま脱北者だったからいいようなものの、今回の教訓からすると、もう工員でも簡単に入つてこれる国なんだということを示してしまつたんじゃないのかな。ですから、その教訓を、残念なことだということではなくて、更に進んで、どういう対処をしていつて、どうやって防いでいくのかということを実際に考えなきゃいけないんじゃないのかなというふうに通つていふんですね。

昨日、残念なことに、どこかは申し上げませんが、質問のレクをしている際に、明日どのように答弁すればよろしいんでしょうかと、そういうふうに通つてくるわけですよ。だから、そういう問題ではなくて、これを教訓としてこの国としてどういう形で警備を連携して、海だけで全部やるというのは無理な話だと思つていますから、連携して強化していくのかと、その辺のこの対策について教えていただきたいと思つてます。

○国務大臣(塩崎恭久君) 会社法の改正で合併対価の……

○委員長(田浦直君) ちよつと、塩崎官房長官。

○国務大臣(塩崎恭久君) 失礼しました。

商法の改正、会社法の改正で合併対価の柔軟化ということをして、その部分だけ一年先送りしたのは、ホリエモンが何かやつたからやつたわけではなくて、敵対的買収防衛策というものを同時に導入をして、その実施をするためには株主総会を開かなきゃいけないと、それを一年間のうちに、必ず一回は来ますから、その備えをした上で合併対価の柔軟化をしようということ、一年そこを政治的な判断で延期をしたわけでありまして。それと海上保安庁とどういう関係があるのかよく分かりませんが、いづれにしても、私も自民党で商法小委員長というのをやっていたものですから、そこを延期することを決めたのは私なものですからあえて申し上げますが、決してホリエモ

ンがいたからやったわけではなくて、むしろ敵対的な買収が増えるんじゃないかという何とはなしの不安がやっぱりあって、そして同時に、防衛策というものを導入をしたからこそ、その一年間にどうぞ備えをしてくださいと、その上で合併対価を柔軟化しますと、こういうことであります。

そこで、今先生おっしゃったように、私も海上保安庁に対しては、海上保安庁はこれから、今回のように非常に小さな木造でレーダーになかなか引掛からない、そういう船で来たということとは、今先生御指摘のように、たまたま今回は工作員とかではなかったというケースであります、そうでないケースは十分あり得るじゃないかと私も思っています。したがって、これの備えはやっぱり万全を期しないといけない。

一つは、警察とかあるいは他の様々な、海、陸に関係する人たちとの連携であるとか、あるいは一般の人たちの通報体制についての啓蒙とか、そういうことも当然やっていかなきゃいけないので、今よりもはるかに連携をしなきゃいけないわけでありまして、一方で、やっぱり技術的に探知能力、探査能力を高める方途はどういうものがあるのかということも一緒にやっていかないと、単にはかとの連携だけで人任せなようなことを言っていたのではやっぱり駄目だろうと、やはり自らのディテクトする技術、能力を高めるということについても併せ検討をすべきではないかということとを私の方から強く言っておいたところでございます。

○櫻井充君 通告していないので、無理であれば結構ですが、どの程度のものであればディテクトできるんですか、今のお話ですと、現在の能力であるとする。

○国務大臣(塩崎恭久君) これは技術的なもので、特に今手元に、調べをしておりますので、また追って先生の方に御説明をさせますが、いずれにしても、なかなか今回の小さな船で非常に難しいということとは間違いないわけですが、しかし、だからといってそれで放置していいの

かという、それは先生御指摘のように、そんなことはないとも思っています。海上保安庁の方に言っているのは、技術的によく詰めて、そして連携体制もやっぱりきちっとしないといけないというのを今言っているところでございます。

○櫻井充君 安倍政権で、拉致問題についてこれは最重要課題だという話をされているのであれば、過去の問題だけではなくて今後の問題のこと、もしかすると、こういう形で入ってこられれば、工作員が入ってればまたそういった問題が起るかもしれないわけであって、この点についてはまずきちんと対応していただきたいと思えます、それから、常々考えていることなんです、原発などをもしテロにジャックされてしまったらこの国は一体どうなるんだろうかと。

調べてみると、我が国は警察が原発を守っているらしいんですが、フランスなどは軍隊がそういったものの管理をしているということであつたとすると、こういったことも全部含めて一番大きな問題にすぐになると、原発などそういった我が国にとつての根幹の部分の握られるということが極めて重要なことだと思っております、そういう点も全体を含めて考えていただきたい、いなと、そう思います。

○国務大臣(塩崎恭久君) 櫻井先生の問題意識、共有いたしておるところでございますので、更に検討を深めていきたいと思っております。

○櫻井充君 ありがとうございます。それでは、イラクの問題について伺いたいと思います。現場の自衛官の方にお伺いすると、やいばの上を歩いているようだと、つまり、そのぐらい身の危機を感じているんだということをおっしゃる方もいらっしゃるんですが、その点について、政府としてはきちんと認識されているんでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) よく、イラクで活躍している航空自衛隊が安全であるというようないふことは、かなり強調されておまして、私たちがそうじゃないんですよということを絶え

ず隊員の皆さんから聞いております。一步間違ふと本当に人命に影響するようないふ、そういうような状況の中で活躍しているわけでございます。本当に、見方を変えれば、今おっしゃった、やいばの上で仕事をしているようなものだ、注意を払わないと大変なことになるといふ、そういう認識は私たちが持つております。

○櫻井充君 そこまで認識されていて、政府としてどういう対策を取られてきたんでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) これは、詳しくはとも、事務方から聞いていただいても結構ですけれども、陸上自衛隊が派遣されておりましたときも、やっぱり十分な安全確保策を講じておりました。たし、今の航空自衛隊につきましても防護措置をとるとか、あるいはまた上昇の仕方あるいは着陸の仕方にしても、通常のそういうような普通の航空のやり方じゃない、非常に訓練をした上での特殊な上昇、降下のやり方等も、また情報も、十分集中して、飛び立つ前には情報を特に把握しながら、危険が来ているか来ていないかということに非常に神経を使った上でやっております。これについては、現地の自衛隊だけではなくてみんながそういうような気を遣っておるわけでありまして、私どもはそういう意味では安全確保についてはかなりやいばり神経を使っていると思っております。

○櫻井充君 イギリスの飛行機が同じような業務を行っていたし攻撃されたということがあつたかと思えます。その際に、専門家からお伺いすると、今の飛行技術の点というのはどうなんだろうかと、ほとんど役に立っていないんじゃないかと、そういう指摘もあります、その点についてはいかがでしょう。

○政府参考人(山崎信之郎君) 二〇〇五年にたしかイギリスの同じC130がロケット弾ないしは対空ミサイルによって撃ち落とされたということでございますが、これにつきましても、イギリス側もやはり軍事作戦の一環として詳細について明らかにしていただけないところがございます。

すが、その中でも大ざっぱな情報を我々聞いて確認をしているところによりますと、かなりバグダッドから近郊の飛行場に移るときに低空でかなりゆつくりした飛び方をしていたと。

それから、例えば通常我々、米軍も航空自衛隊のC130も、燃料のタンクの被膜については防弾フォームといつてなるべく攻撃を受けても燃焼をしないような仕組み、システムを採用して付けているわけでございますけれども、イギリスのC130はそういうシステムを付けていなかったというところで、かなり下からねられやすい態勢で、しかも撃たれたときにそういう脆弱なシステムであつたというふう聞いておまして、それに対して我が方は、先ほど大臣から申し上げましたように、なるべく離発着のときには急降下、急上昇を取つてねられぬようにしているとか、あるいは翼の燃料タンクのところになるべく脆弱性を防ぐために防弾フォームというものを取り付ける等いろいろ安全装置を施しておりますので、かなりの安全策が取られているのではないかと、うふうに考えております。

○櫻井充君 それが専門家から見ると安全策でない、そこそこには実は問題があるんじゃないのかと、そう思うんですね。つまり、こちら側からしてみれば安全かと感じているかもしれないけれども、現場から見れば決してそうではない。それから、もう一つ伺いしておきたいと思えますが、そういうミサイルの攻撃を受けた際に、本当に自衛隊機というのは墜落しないものなんですか。

○政府参考人(山崎信之郎君) 確率の問題みたいなところがございますけれども、先ほど申し上げましたように、例えば対空ミサイルで撃たれたときに、大体、相手方の対空ミサイルは赤外線を追尾をする形のミサイルでございますが、それに、例えば仮にエンジンに当たったとして、四発のエンジンがございまして、一発がエンジンが停止をいたしましたも残りの三発でかなりの安全な飛行ができるというふうにも聞いておりますし、

当たりどころが悪ければそこはやっぱりいろいろ致命傷になる場合もありますでしょうけれども、今我々が聞いているところでは、一発程度であればそんなに危険ではないというような報告も受けております。

ただ、何回も申し上げますが、確率の問題というのでもございまして、なるべく飛行前に各種情報を取って安全な運航をまず心掛けるところから始めているわけでございます。

○櫻井充君 今お話で、ある部分、例えばエンジンならエンジンは想定されていて、そこは一発当たったら大丈夫だ、これはまあ、じゃ、それはそれで理解いたしました、致命的な部分に当たるとおしまいだ、そういう御答弁でしたよね。そうすると、どこに当たると致命的なものなんですか。

○政府参考人(山崎信之郎君) これは、例えば低空を飛んでいるときに、今申し上げたような対空ミサイルではなくてロケット弾が機体に当たって、例えば相当深く航空機の中に入って、例えばパイロットが負傷をするとか、そういう場合には致命傷になり得るんだろと思いますが、その点に關しても、米軍もそうだと思いますが、我が方の自衛隊のC130につきましてはパイロットの部分については装甲板で装甲しておりますので、よほど近くから撃たれて、ロケット弾みたいなものを撃たれない限りはまあ大丈夫じゃないかというふうに考えております。

○櫻井充君 それからも一つ、ちよつと技術的なことはこまめにしておいて、先ほど情報入手すればというお話がありました。日本というのは情報を入手する能力というのはどのぐらいあるんですか。

○政府参考人(山崎信之郎君) これは、イラク全体における危険情報というのは多国籍軍の司令部が各地から収集をして持っております。そういう意味におきましては、我が方は主として多国籍軍の運航情報を事前に獲得をしてそれに従って判断をしていくという対応を取っておりますが、場合

によりましては、航空自衛隊独自で現地の方やなんかからも情報を収集しておりますので、そういう安全情報も確認をしながら飛行を続けていくという体制でございます。

○櫻井充君 外務省の方がイラクである不幸な出来事で命をなくされましたが、あれとてたしか情報が必要だったというところが原因だったのではないのかなと、そう認識しておりますが、それはまず、私の認識が違っているかどうか、その点について御答弁いただけますか。

○政府参考人(山崎信之郎君) 正直、外務省の外交官の方々が亡くなったときの状況、あるいは情報の収集がどういうものだったのかについては、私もちよつと承知をしております。

○櫻井充君 外務省、お願いしたいと思っております。

○政府参考人(奥田紀宏君) あの事件は、たしか二〇〇三年の十一月の末であつたと思っておりますけれども、当時の状況と現在の状況はかなり違うわけでありまして、後から考えれば、我々として、もう少し当時の全体の状況が分かっていたら、そしてかつ、あえて言えば、テイクリットに行く道路の上にああいうテロリストがひよつとすると待っているかもしれないということについても強い確信があればああいう事件に至らなかった可能性ももちろんあるのではないかと。

そういう意味で、常に安全に関する情報というものを収集するということは大変重要なことであるというふうに思っております。

○櫻井充君 今、状況が違っているというお話でしたが、どのように状況が違っているんでしょうか。

○政府参考人(奥田紀宏君) 今であれば、例えば、あれはバグダッドの西北の方だと思っておりますけれども、いわゆるスンニ派の地域でありまして、かつ、テイクリットというのはかつてのサダム・フセイン元大統領の出身地であるということもありまして、今非常に治安が悪いということは我々は今常識として持っているわけでありまして、

四年前になりますか、四年前の状況ということになりますと、確かにテイクリットに向かう道筋ですから、今のようなスンニ派のテロリストが当時もいたということはあつたんでしょうけれども、しかしながら、当時の一般の何といいますか印象として、今ほど厳しい状況認識をしていなかったという点においてやはり四年前は今と違っていたんじゃないかというふうに思います。

○櫻井充君 やはりそういう認識が違っていたことによつて犠牲者を生んでいることから考えると、やはり最悪の状況というのをどこまで想定できていくのかということは極めて大事なことに思ふんです。この国の安全とかいうことに対しての何というか危機意識というんでしょうか、それがすごく低いのがゆえに、様々な犠牲というのを払っていたたかなきやないかな、そういう事態になつてきているんじゃないのかなと、そう思います。

その上で、自衛隊がこの間の改正で海外任務が本来任務となつたわけですが、その中で自衛隊員が万が一捕虜になつたりした場合、一体国際法上どうやって自衛隊員は守られるんでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) 現在、自衛隊が国際協力業務等出ていく場合、紛争当事国のところにいていていくわけじゃないんです、また占領軍の一員として行っているわけでもございまして、人から、いわゆる捕虜として取り扱われるような、そういうことは想定されないわけでありまして、捕虜ではなくて身柄を拘束されるか、そういう危険性はあるかもしれませんが、少なくとも捕虜としての扱いにはならない、論理的にもそういうことは考えられないという、そういうようなことであります。

○櫻井充君 イラクは紛争当事国ではないんですか、今。

○国務大臣(久間章生君) イラクは紛争当事国じゃありませんで、特に自衛隊が活躍する場所はいわゆるそういうところを外して行っているわけでありまして、イラクで活躍する自衛隊は、い

わゆる戦闘地域では活動できないことになつておりますので、戦闘地域には行っておりませんから、捕虜になることはない、そういうふうに理解していただいていると思ひます。

○櫻井充君 ジュネーブ第三条約の適用というのは最近広がつてきていて、昔は確かに紛争当事国だけであつたかもしれないけれども、最近はその概念が広がつてきているというふうに私は聞いておるんですが、その点についてはいかがですか。

○国務大臣(久間章生君) これは、小泉内閣総理大臣が本会議でも答弁しておりますけれども、我が国が武力紛争の当事者とならず、また占領を実施する者でもないことから、この意味で、国際人道法の適用を受けることはありませんということ、いわゆる捕虜にはならないということであり

○櫻井充君 分かりました。

それでは、我が国はジュネーブ第三条約を批准しております。捕虜にならないということであつたとすれば、どういう意図でジュネーブ第三条約を批准したんでしょうか。

○政府参考人(小松一郎君) 我が国がジュネーブ諸条約を締結いたしました経緯についての御質問でございますので、私の方から御答弁をさせていただきます。

まず経緯的に申しますと、サンフランシスコ平和条約を締結いたしましたして、一九五二年四月二十八日付けで我が国は国際社会に独立国として復帰したわけでございますが、このサンフランシスコ平和条約を締結いたしました際にこの別途の関連の宣言というものを日本政府は行つておりまして、この中で、日本政府は、平和条約の最初の効力発生の後一年以内にいろいろな条約について加入すると、締結をするという意思を表明しております。これは、基本的には国際社会の意思として、日本がこの国際社会に復帰するからには、普遍的に国際社会で通常ルールとなつていようないろいろな条約を日本も締結すべきであるという考え方に基きまして、日本政府は一年以内

にこのいろいろな条約を締結するということを約束しているわけでございますが、これはこの中にジュネーブ諸条約が入っているわけでございます。

実はジュネーブ諸条約だけではございませんで、例えば公海における漁業の制限、資源の保護でございますとか、麻薬の取締りでございますとか、税関の協力、いろいろ幅広い条約というものを締結するという約束をしております。正にその約束に基づいていろいろな条約を締結しているわけでございますが、このジュネーブ条約につきましては、今のようないくつかの観点から国際人道法のルールというものを日本も受け入れるということがあるわけでございます。

また、ジュネーブ条約を締結しても、自衛隊員が捕虜となることはないのならばなぜ締結をするのかという御質問であるわけでございますが、これは、今防衛大臣がお答えになっていることは、イラクにおいて活動をしていることと関係で捕虜になることはないとということをおっしゃっているわけでございます。例えば、日本が外国から侵略を受けるという場合に、当然我が国の自衛隊は防衛出動するわけでございます。その際に、不幸にして敵の術中に、手中に陥るといふことはこれはあるわけでございます。その場合は当然ジュネーブ第三條約に基づく捕虜の待遇は保障されると、こういうことでございます。

○櫻井充君　そうしますと、今のお話ですと、自衛隊員が捕虜になることもあり得るので、ですからそのジュネーブ第三條約を批准した意味があるんだということよろしくございませうか。

○政府参考人(小松一郎君)　先ほど申しましたように、防衛出動の際に捕虜になる事態というのは理論的にはあり得ると思っております。意味がある条約を締結しているということだと理解しております。

○櫻井充君　それでは、ジュネーブ第三條約上、自衛隊というものは軍隊に当たるんでしょうか。

○政府参考人(小松一郎君)　ジュネーブ諸条約に

申します軍隊でございますが、これは武力紛争に際して武力を行使することを任務とする組織一般を指すものと考えられております。

ところで、自衛隊でございますが、これは政府が累次御答弁申し上げておりますとおり、憲法上自衛のための必要最小限度を超える実力を保持し得ないなどの制約があるわけでございます。通常、観念で考えられる軍隊とは異なるということをおっしゃっているわけでございます。しかし、我が国を防衛することを主たる任務として自衛権行使の要件が満たされる場合には武力を行使して我が国を防衛する組織であるということも事実でございますので、一般にジュネーブ諸条約上の軍隊に自衛隊は該当するというふうに考えてござい

ます。

○櫻井充君　回りくどい言い方でしたが、要するに国際法上は軍隊だということですね。それでよろしいでしょうか。

○政府参考人(小松一郎君)　これは累次政府から答弁を申し上げているところでござい

ますが、国際法上は自衛隊は軍隊に当たるといふことでござい

ます。

○櫻井充君　それでは、国内法上は軍隊に当たるといふことよろしいでしょうか。

○国務大臣(久間章生君)　先ほどから話があつておりますように、憲法で要するに戦力を保持しないと言われているわけですが、必要最小限の実力は保持することはできるといふ、そういう意味でいわゆる軍隊ではないといふような解釈をしているわけであり

ます。

○櫻井充君　一般的に条約を批准する際に、一般的にですと、条約を批准する際には、国内法と整合性を取るために、国内法を整備した上で条約を批准すると、これが一般的です

ね。

○政府参考人(小松一郎君)　そのとおりでございます。

この条約を批准することはできなかったんじゃないでしょうか。

○政府参考人(小松一郎君)　これは、平成十四年に委員から質問主意書をちょうだいしておりまして、それに対する政府答弁書におきまして御答弁申し上げているところでござい

ますが、関連の部分で恐縮でございますが読み上げさせていただきます。

まず、先ほど御答弁申し上げましたような観点から、一般にはジュネーブ諸条約上の軍隊に自衛隊は該当すると解されると、こういったことを申しました上で、「我が国がジュネーブ諸条約を締結したとしても、自衛隊が通常の観念で考えられる軍隊となるわけではなく、陸海空軍その他の戦力」となるわけでもないことから、我が国がジュネーブ諸条約を締結することについて憲法との関係で問題を生ずることはない。このような自衛隊の法的な位置付けは、お尋ねの自衛隊員がジュネーブ諸条約の規定による捕虜となった場合においても異なるものではない。」と、このように御答弁申し上げているところでござい

ます。

○櫻井充君　いや、それは、御答弁いただいているのはそれはそれで結構ですが、問題は、もう一度整理しておきますが、国際法上と国内法上とそこがある、と、じゃ、まずここは認めていただけないでしょうか。

○政府参考人(小松一郎君)　最初の御質問にござい

ました、日本国が条約を締結する場合には、憲法を頂点とする国内法秩序との整合性を付けた上でないと締結できないのだと、こういう御質問に対して、そのとおりでございます

ということをおっしゃいます。

そこで、このジュネーブ条約を締結することによつて我が国の憲法とか国内法と矛盾する事態が生ずるかという、先ほど申し

上っている次第でございます。

○櫻井充君　自衛隊が捕虜になった場合にはこれはジュネーブ第三條約の適用になるんだと、先ほどそう答弁されました。つまり、自衛隊は国際法上はやはり軍隊に当たるわけであつて、締結してどうのということではなくて、実態は、そのときには自衛隊は軍隊であるということ政府が認めなければ、これジュネーブ第三條約の逆に言う適用になりません。そういう認識でよろしいんですか、逆に言うと。

○政府参考人(小松一郎君)　何度も繰り返しの御答弁になつて恐縮でございますけれども、自衛隊は憲法上一般の軍隊にはないような制約が加えられている、これは事実でございますが、しかし、我が国を防衛するために自衛権の行使の要件が満たされる場合には武力も行使して我が国を守ると、こういう任務を持つて組織をござい

ますので、国際法上は軍隊に当たるといふことを申し上げて

いるわけでございます。ジュネーブ条約上の軍隊であるといふことを認めることによつて憲法との関係で問題が生ずるとは考えており

ません。

○櫻井充君　よく分かりません。

もう少し分かりやすく答えていただきたいんですが、私は、別にこれで難癖付けて何かをしたいといふことを申し上げているわけではなくて、自衛隊員の方が海外任務が本来の業務になつたといふことは、どういふ場面において、これは今政府は想定していないとおっしゃいますが、紛争当事国の中において捕虜になる危険性はゼロではないと、そう思います。それは、だつて、拉致だつて誘拐だつて何だつてあり得るわけであつて、その人が紛争当事国に巻き込まれた場合に一体どうなるのかといふことになるわけですから、これは絶対にゼロではないんだと思つて

いるんですよ。

もう一つ申し上げておきますが、自衛隊員の身柄は一体何によつて守られるのかといふこと、安

全を確保して、そしてその上で国際業務に付いていただきたいというのは、この安全を確保していくというのは、これは我々国会議員のきちんとした僕は役目だと、そう思っています。ですから、今のところで矛盾があるんじゃないかと。

つまり、もう一度申し上げますが、国際法上は、じゃ改めて一つ一つもう一度伺いますが、自衛隊は国際法上は軍隊ですね。

○政府参考人(小松一郎君) 繰り返しになって恐縮でございますが、そのとおりでございます。

○櫻井充君 そして、国内法上は軍隊ではありませんね。

○政府参考人(小松一郎君) これは、私が所掌上お答えすることが適切かどうかという問題はございますが、従来、政府が御答弁申し上げていることは、憲法上一定限度以上の戦力を持つことが許されないというような制限を加えられているので通常観念される軍隊とは異なるということを申し上げているというふうに承知しております。

○櫻井充君 それでは、じゃもう一度、国際法上の軍隊と自衛隊の今の観念上の軍隊というものの位置付けは違いますね。

○政府参考人(小松一郎君) 繰り返しになるように恐縮でございますが、もしお許しただければ、別の例を挙げさせていただいてお答えをさせていただきますか……

○櫻井充君 いやいや、駄目です。僕はその点について伺っているんですから、まずそれについて答えてくださいよ。

○政府参考人(小松一郎君) 自衛隊が国際法上軍隊の性格を有していることは繰り返し申し上げているところでございますが、そのこととジュネーブ条約等を締結をしているということについてそこはないということでございます。

○委員長(田浦直君) じゃ、ちょっと速記止めてください。

(速記中止)
○委員長(田浦直君) じゃ、速記を起こしてください。

小松局長。

○政府参考人(小松一郎君) もし私の御答弁が明確でなかったということであればおわびを申し上げますが、国際法上の軍隊というものの概念がございまして、自衛隊は基本的に国際法上の軍隊としての属性を備えていると。ただ、日本国憲法上、自衛のための必要最小限度を超える実力を保持しない等の制約を課せられておることがございまして、そういう意味で、通常の観念で考えられる軍隊とは異なるということを今まで政府が申し上げているということを御答弁申し上げている次第でございます。

○櫻井充君 国際法上、軍隊として認められますと。憲法の制限があつて、要するに国際法上は、じゃ、もう一度確認しますが、国際法上は自衛隊は軍隊の一部だと。要するに、いろんな軍隊というところ、いろんな種類があるので、その中の一つの形態として国際法上も軍隊であるという認識でよろしいんですか。

○政府参考人(小松一郎君) 国際法上は自衛隊は軍隊であるというふうに観念しております。

○櫻井充君 要するに、もう一度、もう一度ですよ、全体像、いろんな種類の軍隊がある中の一つの形態としての軍隊だと国際法上は認められるということですね。

○政府参考人(小松一郎君) 国際法上はそのとおりでございますが、例えば国際法上の軍隊、通常、例えば交戦権というようなものを持っているというところが通常の観念でございまして、憲法九条で交戦権を禁止をするというようにも書いてあるわけでございますが、国際法上の軍隊が通常持っている権能の一部を、憲法によって自律的にと申しますか、自主的に制限を加えているというところがあるということであらうかと思えます。

○櫻井充君 そうしますと、日本国民には自衛隊は軍隊ではないと、こう言っているわけですね。常々。ところが、国際社会に出ていった場合には自衛隊は軍隊ですと、そういうふうに言うことに

なるわけですね。

○政府参考人(小松一郎君) 私が技術的な観点から御答弁を申し上げることが適切なことかどうかと思ひますけれども、今までの繰り返しになって恐縮でございますが、国際法上は自衛隊は軍隊の地位を有しておると。しかし、憲法により、通常であれば軍隊に認められる権能の一部は制限を加えられているということであらうかと思ひます。

○櫻井充君 私はそういうことを聞いておりません。日本国民に対しては自衛隊は軍隊ではないと。しかし、世界の人たちに、行くとこれは軍隊なんだという説明をされるわけですね。

○国務大臣(麻生太郎君) 一応セルフディフェンスフーシズと呼んでいるから、アーミーとは呼んでいないんじゃないですかね。

○櫻井充君 大臣、これはすごく大事なところでして、第三条約そのものの自体は軍人が捕虜になった際に守られるという条約ですよ。ですから、私がこんなしつこく聞いているのは、自衛隊員がこの条約で守られるのかどうかということが一番の大きなポイントなんです。その観点からいうと、今の御答弁だとどちらになるんですか。

○国務大臣(久間章生君) 自衛隊が国際法上軍隊として観念されるとしまして、先ほどの憲法の制約がございまして、海外に出掛けていった場合でもその制約が付いて回るわけでありまして、したがって、武力の行使が必要最小限度を超えてはできないことになっておりますから、そういう意味では、外国に行ったときもその制約を伴っております。だから、そういうようなときでない場合で捕まった場合には、これは一般の、捕虜としてではなくて、民間人と同じ扱いになつてしまふ。

そういう意味では、このジュネーブ条約で、イラクに例えれば自衛隊員が捕まった場合に守られるかという、それは守られないんじゃないかというふうに私は覚悟しております。

○政府参考人(小松一郎君) 僭越でございますが、委員の御質問の前提として、このジュネーブ第三条約上の捕虜の待遇を受けるということは、非常に特権的なことと申しますか、非常に厚い待遇を受けるということであつて、その捕虜の待遇を受けないと保護というのがないという、又はそれに不足をするという前提での御質問であるかに感じるわけではございません。

元々、この捕虜の待遇と申しますのは、捕虜と申しますのは戦闘員でございますので、ほっておけば自分たちを殺傷するかもしれないと、こういう危険な軍人であるわけでございます。そういう自分たちを殺すような危険な存在であっても、手を上げて投降をしたからには一定の最低限の保障は与えなければならぬというのがジュネーブ第三条約の基本的な構造でございます。他方、自衛隊員がPKO等、日本の国会の議決をいただきました法律に基づいてその関連の協力業務を行っているという場合には、これは、先ほどから防衛大臣が繰り返し御答弁になっておりますように、国際的な武力紛争の一環として参加するわけでございますので、この捕虜となるということは想定をされない。ただ、じゃ誘拐をされるとか拉致をされるというような危険がないのかと申しますと、もちろん危険があるわけでございます。その拉致をされたような事態において捕虜としての待遇を受けるかという、そうではないと。

しかし、そうすると、捕虜としての待遇を受けなければもうどんな扱いをしてもいいのかということになりますと、むしろ逆でございます。もしかすると自分たちを殺傷するかもしれないというような危険な戦闘員でない外国人を拉致するというわけでございますから、当然のことながら、普遍的に認められている人権に関する国際法上の基準というものを守らなければならぬわけでございます。今、御質問の前提がちょっと私、理解できないところがあるわけでございます。○櫻井充君 理解しない人が、前提が理解できないということであれば、答弁していただく必要性

は僕は全くありません。私が問題視しているのは、何回も申し上げますが、自衛隊員の方々が海外に行かれて身柄を拘束された際にどうなるのかということだけです、私は。私の前提はそこに置いておきます。

ですから、もうこんな詭弁やめた方がいいと思っ
ていっているんですよ。もう防衛庁から防衛省に
なったわけであって、海外任務が本来の任務とな
ったんであったとすれば、もう一度整理されたら
どうなんですか。そうしないと、これ自衛隊の方
々、僕は本当に気の毒だと思いますね。

これ、また想定されないと云われるかもしれま
せんけれども、もし本当に自衛隊の方が捕虜にな
ったことを想定した場合には、これは我が国とし
て、もうジュネーブ第三条約には関係ないんだ
と、そういう立場を、もう一度お伺いしますが、
取られるんですか。

○委員長(田浦直君) 小松局長。

○櫻井充君 いや、いいです。大臣にお願いをし
たい。もういいです、あの方は、前提が違います
から。

○委員長(田浦直君) じゃ、久間大臣。

○国務大臣(久間章生君) それは、残念ながら捕
虜としての扱いにはならないと思います、それは、
理論上ですね。要するに、武力紛争当事国ではな
いということで行っているわけでありまして、た
だ、安全を確保するために武器の使用は認めてお
りますけれども、要するに武力行使はしてないわ
けでありますから、当事者じゃありませんから、
したがって捕虜にはならない。日本の自衛隊が捕
虜になる場合は武力行使をする場合。例えば、武
力攻撃をされて日本国の周辺で紛争になった
ときには、それはもう、実力行使といえますか、
武力行使をやっているわけですから、軍隊として
のそういう性格が表に出てくるわけですから、国
際法上の、それは捕虜になりますけれども、海外
に行っているときは、残念ながら捕虜としての扱
いにはならないというふうに私は理解しておりま
す。

○櫻井充君 これはもう一度お伺いしておきま
す、想定していないということなんです。それ
とも、何らかの形で、どういう形でもいいから、
まあとにかく紛争当事国に連れていかれて、仮に
紛争当事国に連れていかれてそこで監禁されると
か収容されるとか、そういうことがあったとして
も、それは第三条約の適用にならないということ
なんです。

大臣にお願いします。

○国務大臣(久間章生君) 武力行使の当事者でな
いわけでありまして、当事者でないという組織の
一員でありますから、そういうようなことで
それは無理だと思います。

○櫻井充君 そうすると、もう一つ。先ほど、国
内に例えば侵略者が来て、そこで紛争が起こった
と、その際にはそうすると第三条約の適用になる
ということなんですか。

○国務大臣(久間章生君) それはもう武力攻撃を
受けている場合は当然私はなり得ると思います、
こちらが捕まった場合はですね。また、捕まえた
場合も、相手に対してそういうふうになると思
います。

○櫻井充君 それでは、自衛隊員が何らかの形で
攻撃を受けて、そしてその上で拉致されるような、
拉致とか収容されるような、そこそこ、こ
れは自衛隊員ありますから、海外に行った際に自衛
権を発動し、それで交戦した際、その場合はどう
なるんですか。

○国務大臣(久間章生君) その場合も、武力の行
使ではなくて自分の身を守るための武器の使用を
しているという、そういうような整理の仕方を従
来してまいりました。

○櫻井充君 よく分かりました。
それでは、もう一つお伺いしておきたいことが
あります。それは何かというと、今度は、ちよ
つとこの問題から離れてですが、今、日本は、イ
ラクの大量破壊兵器、イラクに開戦当時大量破壊
兵器があったという認識なんですか。なかつ
たという認識に変わったんでしょうか。

○政府参考人(奥田紀宏君) 現在、我が国がイ
ラクに大量破壊兵器がないと、こういうふうにな
っているのかということをございますけれども、
我々として、米国等において出された累次の報告
書というものを踏まえた場合には、イラクに大量
破壊兵器が存在しないことはほぼ確実になったと
判断されるということは、これまでも国会答弁で
述べてきたところであります。

○櫻井充君 これは、そうすると、開戦時とは認
識が変わったんですか。

○政府参考人(奥田紀宏君) 開戦時において日本
としてこの大量破壊兵器があるということを断言
したということはないと承知しておりますけれど
も、当時の、これまでもいろいろなところで御答
弁しているかと思いますが、二〇〇二年の終
わりから二〇〇三年の初めにかけてのことである
と思いますけれども、その当時、我々としては、
その前、一九九〇年、九一年からこちらのイ
ラクにおける状況の中で、サダム・フセイン政権が
化学兵器を例えばイラク人であるクルド人に使用
して多数の人を殺したというようなことがあると
か、それから累次のIAEAの検査員がイラクに
対していろいろな情報提供を求めてきたわけであ
りますけれども、それについて完全にこたえてい
ないというふうなことがありましたものですか
ら、我々としてはイラクに大量破壊兵器があるか
もしれないという前提で考えていた、それはそう
いうふうな理由があったんだというふうな
考えております。この点は今までも累次御答弁を
申し上げているところだと思います。

○櫻井充君 済みません、ちよつと、ですから整
理していただきたいんですが、日本の立場は、要
するにアメリカやイギリスはもう明確に態度を変
えているわけですね、あの当時と違うと。日本
政府としては、開戦時とそれから現在の認識と
いうのは変わったんですか。

○政府参考人(奥田紀宏君) 当時としてはがってイ
ラクに大量破壊兵器があると想定をするに足る理
由があったと日本は考えていたわけですから、最

近はいろいろな報告を踏まえて、ほぼ存在しない
ということが確実になったと、こういうふうな認
識しているわけですから、そういう意味において
変わったということだと思います。

○櫻井充君 そうすると、これはもう前のことに
ついてとやかく言うつもりはありませんが、そ
うすると、日本の情報収集能力ついていかなもの
のかと。つまり、イラクに対して開戦の際に支持
するわけですが、そうすると、その際に、今御答
弁あったように、大量破壊兵器があるかもしれ
ないから査察を受け入れなかったと、そのことが問
題だからアメリカの武力による解決を支持したと
いうことになってくると、どういう情報を得て、
どういった日本がまず情報能力、情報収集能力と
言った方がいいのかもしれない、それを持ち得て
いて、どういう判断をされたのか、そこを教えて
いただけますか。

○政府参考人(奥田紀宏君) 済みません、私の
知っている限り申し上げますが、実際に当時現場
で大量破壊兵器、すなわち核兵器、生物兵器、化
学兵器ということでありましたけれども、それらを
日本として直接にその存在を知る手だてというも
のはなかったということでもあります。

したがって、日本としては、国連でありますと
かそういう情報を見て、ないしはもらって、それ
でその判断をしていたということだというふう
に思います。

○櫻井充君 日本の外交交渉を見ていると、少な
くとも僕はアメリカとの関係を見ていると、ここ
何年間かほとんど押されつ放しで、対日要望書に
よってどんどんどんどんこの国の根幹が変えられ
ていっている。しかし、その交渉事を見ていると、
情報の収集能力が決定的に違うんじゃないのか
と、そういう感じがしています。
その点でいうと、日本はもう少しいろんな分野
においての情報収集能力を高めていく必要性があ
ると私は感じているんですが、これは塩崎官房長
官でしょうか、それとも麻生大臣でしょうか、ど
ちらか御答弁いただきたいと思いますが。

○国務大臣(麻生太郎君) 情報収集能力というもののの中には、例えばCIA、MI6、いろいろあるのかと思いますが、そういう情報収集能力、そういうものを今、日本の政府に期待をし得るべきだという御意見をおっしゃりたいんでしょうか。ちよつと意味がよく、意図がよく分かりますので。

○櫻井充君 じゃ、逆にお伺いしたいと思いますが、外交交渉をしていく上において、相手がどのように考えているかを知っているかどうかによって交渉事というのは全く違ってくるんだと思うんですね。簡単に言えば、トランプのカードゲームで、こちら側が全部オープンにしてやったら、向こう側はカードを隠してやっていたら、これはもう大体ほとんど勝負になりませんから。ですから、そういう点でいったときに、日本の交渉事を見ている際に、果たしてどこまで相手国のことが分かっているかが交渉ができていくんだらうか、そういう観点も含めてです。

○国務大臣(麻生太郎君) ケースによってそれぞれ違うと思いますが、少なくとも交渉をするときにおいて、今、北朝鮮相手に交渉をするときにどれだけの情報があるであらうかと言われたら、私どもとして持っている情報は極めて限られておると思っております。

○櫻井充君 つまり、そういうことで本当にこれから様々な外交交渉を乗り切っていくとお考えなんですか。

○国務大臣(麻生太郎君) 与えられた条件の中で精一杯やる以外にほかに方法はありません。少なくとも北朝鮮に関して言わせていただければ、そういうことにならうと存じます。

○櫻井充君 与えられた条件というのを今おっしゃいましたが、その与えられた条件だけではなくて、自分たちからそういうことを広げていくというんでしょうか、そういうことも必要なんではないのかなと。つまり、いろんな交渉事の中で、何回も申し上げますが、僕は不平等条約を相当結ばされているような気がしてならないんですね。

ですから、その点でいうと、もう少し情報収集能力があった方がきちんとした外交交渉ができるんじゃないのかなと、私はそう感じているんですが、その点についていかがですか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 一般的に情報をどれだけ正確にたくさん持っているかということが交渉に有利に働くことはもう先生御指摘のとおりだと思います。

我が国の政府における情報収集能力については、安倍総理が最初からその収集能力、そして分析能力を高めるべきだということで、今、私の下にこの情報収集能力の機能強化についての勉強会をつくっております。中間的な報告をもう既にお出しをしております。

引き続き検討を続けるところでございますけれども、特に対外的な情報収集能力の体制の在り方などについては、まだ政府内でも様々な意見があつて、現在、外務省、防衛省、それから公安調査庁等々いろいろなところで情報収集をやっているわけでありまして、その手段は、当然のことながら、人的なものあるいは衛星、そしてまた電波情報等々いろいろあつて、そういうものを駆使していかなければいけないことはもう当然のことだと思ひます。

その強化は、先生のおっしゃるとおり、これを我々としても強化をし、そして分析能力を高めていくということに既に幾つか具体的な提案をさせていただいておりますけれども、さらに、これを組織としても、どういう形で一番よく機能する形を取るべきなのかということを含めて今鋭意検討を重ねているところでございますので、先生の問題意識を持ちながら私どもとして情報収集能力、分析能力の強化を図っていききたいと、このように考えております。

○櫻井充君 よろしくお願ひしたいと思ひます。これは、先ほどの話の中で、安全を確保する際の、上での情報であるとか様々な点がある中で、そこは是非強化していただきたいなと、そう思ひます。

それで、済みません、ちよつと時間がないので、あと一、二点質問させていただきたいと思ひますが、今、もう一度ちよつとイラクの問題に戻りますが、自衛隊の方々が活動する際に、今の警察と同じようにポジティブリストで活動しなければいけないと。

私、イラクから帰ってこられた自衛隊の方とお話をさせていただいたこともありまして、苦竹の自衛隊に実際に行つて話も聞いてまいりました。そうすると、例えばほかの国の軍人の方がけがをされていても、自衛隊の任務の中にそれが入っていないとそこで助けることすらできないと。それをやつてしまうと、国内に帰ってきた際にどういう言い訳をしようかと、もうそのことを考えながら帰ってくるんだというお話をいただきました。

そうすると、やはりこういうことを考えてくると、今やもうポジティブリストではなくてネガティブリストに変えないとやつていけないんじゃないのかなと、そう感じているんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) これは、そういう議論が結構あります。

しかしながら、この武器の使用等についても、私はずっと従来から、最初はもう個人の判断でやるというのを上官の命によつてやるというふうに変えていった。その当時から法案にタッチしましたので、その当時もかなりのやっぱり、何といひますか、精力を使つたという思いがいたしますから、ポジティブリストからネガティブリストに果たして変えるのに、そこまで今国内の世論が高まってきたのかなという問題がございます。

今おっしゃるような意味は私自身も問題意識としては持つておりますけれども、まだまだ機が熟していない、もう少し議論を待つ必要があるんじゃないかなと思つております。

○櫻井充君 それから、これはポジティブリストからネガティブリストにもし仮に変えた際に、憲法九条というのは、これは改正しなきゃいけないんですか。

○国務大臣(久間章生君) 今、いろいろな憲法の問題についても、憲法上禁止しておる集団的自衛権のその範囲に入るのか入らないのか、そういう議論を有識者懇でやつてもらつておりますけれども、私は、必ずしも憲法九条を変えなくても、あるいは九条の解釈の中でもポジティブからネガティブに変えることは技術的には不可能じゃないと思つてゐるんです。

しかしながら、かなりやっぱり議論が、そうだと、みんなが納得するような雰囲気にならないと、今までそれですつと来ておりますから、それを変えるには結構抵抗が強いんじゃないかなと。

とにかく、上官の命によつて撃つていいと、その方が混乱がなくてかえつてそれが非常に効果的なんだと、身の安全を守るためにその方がいいんだということを覚えようとしたときでも結構なやっぱり反対が強かつたわけでありまして、そういうやつを何回か乗り越えてきておりますので、今はもう管理の下に入つた者まで一応対応してもらふことになりましたけれども、あのときだつてもう少し広げていいじゃないかという議論が結構ありましたが、あれもああいふ形で制限をしてやつと法案が通つたという、当事者だつたものですから、そういうような認識が非常に強うございます。

○櫻井充君 これは、今の御答弁の中で、まず憲法を変えなくても何とかならんじやないかと。そうすると、今もう一つおっしゃつていましたが、解釈という言葉がございましたが、これは、解釈はある程度変えないといけないということになるんですか。

○国務大臣(久間章生君) 解釈を変えなくても場合によっては、要するにそういうような警察行為としての延長線としてやれるんじゃないかというように、そういうような考え方もあるわけでありします。

要するに、自分の同僚といひますか、同じチームではないけれども第三者であるのが、それが傷

付いているときに、それを救うこと自体が一個人として許されないのか許されるのか、正当防衛と同じような考え方で警察行為としてある程度できるんじゃないかと、その辺は、だからみんながそれはできるというふうに通ってれば解釈上はそんなに大変なくても可能だし、だからそこそこは、そこまで今と違っていいじゃないかという現在のポジティブリストが、この方が政策的にいいとなっておればこれでいくわけですから、その辺はもう少しみんなの議論を待つ必要があるんじゃないかなと思っているわけです。

○櫻井充君 そうすると、もう一つ憲法のことについて塩崎官房長官にお伺いしておきたいと思いますが、例えば今の久間大臣からの御答弁からすると、集団的自衛権そのものの自体の解釈も変えないで何とかならんじやないかというふうなお話がありました。

従来内閣がずっと言ってきた憲法に対する解釈を今、安倍内閣の中で変えようとしてきているという、そのことは私は極めて大きな問題だと思っております、そのことをもし安倍内閣で実現するというになると、これまでの内閣の答弁、これは憲法に限らずですが、様々な問題において国会の答弁そのものの自体が形骸化するんじゃないかと。

例えば、法律の解釈権というのは、それは提出したその所管省庁にあるわけであって、その解釈権について我々は尋ねていて、そこで答弁をいただいているから、こういう内容なんですねということとずつつとやってきている。その点から考えてくると、今その解釈を変えようとしているというその内閣の姿には私は大きな問題があるのではないのかなと、そう思いますが、これは塩崎官房長官と、それから内閣法制局から御答弁いただきたいと思っています。

○国務大臣(塩崎恭久君) 先生御指摘の件は、安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会について御指摘をされているんだらうと思います。

これは、総理が、日本をめぐる安全保障環境が

大きく変わってきていると、その中で時代状況に適合した実効性のある安全保障の法的基盤を再構築する必要があるんじゃないかと、こういう問題意識で個別類型に即して集団的自衛権の問題を含めた憲法との関係の整理などについて研究を行うために、先般第一回目の会合が五月十八日に開催されましたが、行われたところでございます。

その中で、いろいろ問題意識を総理が冒頭自らの言葉で申し上げました。すなわち、どこまでの範囲を議論するのかということが余りにも何か憲法解釈変更最初からありきみたいなふうに取り扱われるのいかげんものかということ、まだこの議論が始まったばかりで結論がどうなるかということはまだ申し上げられるような段階では全くないうわけでありまして、冒頭の総理から申し上げた中にも、例えば、新たな時代状況を踏まえた新たな安全保障政策を構築するに当たって、新しい時代の日本が何をしたいのか、それから明確な歯止めを行い何を行わないのか、それから明確な歯止めを国民の皆さんにお示しすることが重要だと考えています、また、これまでの政府の見解についても念頭に置いていただきたいということ、この有識者の皆さんに最初にお話をしています。

ということ、今先生がおっしゃったように、この長い間の積み上げで憲法解釈というのがあって、国会答弁などで度重なって御説明を申し上げてきた政府の解釈というものがあつた。これを踏まえた上で議論をしてくださいというところを有識者の皆さん方にお願いするとともに、何をするかともい何はしないのかということもはっきりしなければいけない。

ただ、大事なことは、新しい安全保障状況の中で日本が自らの国を守り、特に日米同盟を基本とする日本の安全保障政策の中で何をどういうふうに行っていく際の法的基盤はどうあるべきなのかということとを研究していただきたいというマンデートを有識者の皆さん方に総理自らの言葉で与えたということとでございますので、先生御指摘のように、これまでの積み上げを全く無視した形で何か議論

してくれということをやっているわけではなくないということでございます。

○政府参考人(山本庸幸君) 私どもの方から、法令解釈の一般論でございますが、ちよつと申し上げたいと思います。

憲法を始めとする法令の解釈、これは当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また議論の積み重ねのあるものにつきましては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものでございまして、政府による憲法の解釈はこのような考え方に基づいてそれぞれ論理的な追求の結果として示されてきたものでございます。したがいまし、その取扱については、これは慎重でなければならぬというふうに承知しております。

○櫻井充君 ありがとうございます。

そういう前提に立つて議論をされるのであればそれはそれで有意義なことだと思いますが、どうも報道を見ると、がらりと変え、がらりとと言うと、極端にまでは変えないでしようが、そういう印象を受けていたもので、その点については御留意、御注意いただきたいなと、そう思います。

それから、僕は外交のことをよく分らないので、どういう経緯でいんなことが決められていくのかということを知りたいと思つて外務省に資料要求すると、外務省、なかなか外交上の機密と出してはくれません。情報が先ほどの話ですと限られている中で、更に我々国会議員に出てくる情報というのがすごく限られてきております。

例えば、日米林産物協議の中で建築基準法の改正をいふことを日本政府は実は約束させられていたのが一九九〇年でございまして、もう九八年に建築基準法の改正が行われましたが、その前に、もう九〇年の段階でアメリカと半ば約束させられていたわけですね。僕はこれ、去年の予算委員会でも取り上げようと思つて、三月の十三日に外務省の連絡室の方に林産物協議の合意内容について提出してほしいとお願いしたところ、出てまいりませんでした。ところが、アメリカの政府のホームページ

のところに行くと、その合意内容がもう掲載されているんですね。つまり、外務省に尋ねなくても、もうそういうものが簡単に入手できるにもかかわらず、外務省は出してきてくれないんですよ。今回そういうことを言つて全部出せと言つたら、全部出てきたんですよ。つまり、物すごくいい加減なんですよ、物すごく。

どういふ基準をもつて我々にその情報を提供しているのか、その基準だけ最後に教えていただければいいです。

○国務大臣(麻生太郎君) 細目言いますが、今言われたのを、具体的な例を言いますと、櫻井先生の言われたのは平成十八年三月十三日の話ですね、この話は。

○櫻井充君 そうです。

○国務大臣(麻生太郎君) そのときの時間を見ますと、十時十五分に請求をしておられる。提出しろと言つたのはその当日の十四時になっておりますね。時間はそう書いてあります。十四時までに返事をしろと。出されたのは十時。しかも、この資料はかなり、十年前の資料であります。したがつて、今は、そのときの答弁はもうなつたんだと思ひます。

今度は全部出てきたと言われますが、今回は五月三十一日十九時二十五分受け付けてあります。そして、出しましたのは、提出期限は翌日の正午までということになっておりますので、ある程度、これは大体質問は三日前に出されるというのが国会、国対のルールになっておるはずなんです、こういう二時間出せとか三時間出せと十年前のやつを出されてどうのこうのと言われたら、これは役人としてもなかなか対応はできないというところだと思ひます。

細目のルールにつきましては……

○櫻井充君 済みません、じゃ、その点について申し上げておきますが、これは最終的に文書で出しましたが、その前に電話でお願いしております。これ、最終通告でございます。

それから、この間ほかの部分で出してほしいと

お願いした際には、まず何と言われたかという、資料がない、それから出せない。まず出せない、資料がない、見付かるかもしれない、だんだん変わってくるんですよ。最後にこの間は全部まとめて御報告しますと言って委員会にちゃんと提出してくださいました。

ですから、かなりきつく言ったりとか、委員会でもうこうやってやるからあととは責任おまえら取れよと、そうはつきり言うて出てくるんですが、そうでなければこれは出てきていないということだけは、これは大臣、誤解のないように申し上げておきたいと思っています。

その上で、あと、もうちょっと時間がないので、ルールは後で私の部屋に来て説明していただければ結構です。

最後に一言だけ申し上げますが、自衛隊の方々が海外で一生懸命頑張っておられる中で、我々がやるべきことは、自衛隊の方々の能力を十分に發揮していただける環境をつくること、それから自衛隊の方々が安全に活動できること、そのことなんだろうと、そういうふうな思っております。そういう意味でいうと、いろんな条約がある中で、余り詭弁を弄して、これがどうかと、そういうことを言わずに、もう少しきちんと御検討いただきたいということを最後に申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございます。

○大塚直史君 民主党の大塚でございます。

今日は民軍連携を中心に質問をしたいと思っております。資料も用意してまいりました。今、お手元にもその関係、民軍連携の話の資料を今お配りしている最中でございますが。

本題に入る前に、まず、実は今日私もこれを読んだいたんですけれども、ニューヨーク・タイムズの記事で、今日の話に大変関係があるところなんですけれども、米軍の新しい調査、アメリカの調査で、五月にでき上がった調査によると、バグダッド周辺の四百五十七地域のうち、市民とか住民の安全を確保できる、あるいは米軍とか、ある

いは国際的に協力をする武力集団による影響力を行使できる、物理的な影響力を行使できるという地域がバグダッド周辺に百四十六しかないということ、これはだれが言っているかというところ、ジャーナリストが言っていることではなくて、バグダッド担当の米軍のスコット、これ何と読むんでしょうか、ブレイベルさんと読むんでしょうか、という方が軍人として、きちんとスポークスマンとしてこれを発表をしているという記事が今入ったわけなんですけれども、先月の資料ですから大臣はお持ちになっているかもしれないんですが、まずこれを確認をさせていただきたいんですけれども。

先ほど来、自衛隊の方たちが刀の上で仕事をしているようだと、いろいろなお話がありました。法律に従って武器の使用しかできないところに行っている。そういうところであって、こういう米軍でさえも非戦闘地域とは言えないようなところで活動しているという、まずこの記事については御存じだったでしょうか。大臣、お願いします。

○国務大臣(久間章生君) いや、存じております。

○大塚直史君 記事について今大臣は御存じないということなので、もう少しこれ御説明をしますけれども、この地域の調査自体が、今までは新イラク戦略、一月に発表された新イラク政策に基づいて今までは軍事目的の破壊等々が目的であった。今度のこの調査、五月に終了した調査は、一体、市民を守るためあるいは住民を守るために軍事的あるいは物理的な影響力をどれぐらいの地域で行使できるのか。イラク軍に治安維持の権限を移譲する前の調査ということだと思っております。

こういう正式な調査で、通告してないので申し訳ないんですけれども、今来たニュースです。ニューズで、米軍自体が、軍事的な専門家である米軍自体が非戦闘地域が戦闘地域じゃないか分からないという状況の中で、防衛大臣、どういうふう

うにこのニュースをとらえられますか。

○国務大臣(久間章生君) 今先生がおっしゃっているそのリストの中にバグダッドの空港がもし入っているとするならば、それは非常に傾聴するといえます。か、ゆゆしき問題でございますけれども、少なくともバグダッド空港につきましては、私は米軍がしっかりと安全を確保している戦闘地域でない地域だと思っております。自衛隊はバグダッド空港で活動しているわけではございません。その他の地域には自衛隊の特に航空自衛隊は出ておりませんので、私は、それはそれほど、今言わなくても、そのリストの中に入っていないようでございますから、ほっとしているとあります。

○大塚直史君 今お話しした四百五十七というのはバグダッド地域の話でありまして、そのうちの百四十六は安全の確保ができていないという調査結果なんです。

自衛隊が、今空自がやっておりますのは、クウェートからタリル飛行場、そしてイラクのバグダッド北部エルビル飛行場というところに今飛んでいるわけですね。これは、先ほど来、大臣のお話でも、上昇、着陸の仕方にしては通常のやり方ではない、かなり神経を使っていると。非戦闘地域だとしても非常に危ないから、ぐるぐる回って降りたりとか、いろんなことをしておるといふようなこと、そして参考人の方も、急降下、急上昇、防爆を取り付けているというふうなことで言われた。

その上で、この米軍によるバグダッド地域で百四十六か所しか、四百五十七か所のうち百四十六か所しか安全確認できていないというふうな報告が出てきたわけですね。特措法によるこの第二条の第三項、自衛隊が行う対応措置については、これ、私読みますけど、我が国領域及び現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないといふ認められる次に掲げる地域ということをはつきりここで言っているわけですね。

これは、もうそろそろ、米軍でさえもこういうことを確定できないと言っているんですから、大臣、これはもう撤退させるべきじゃないでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) バグダッド空港が今御指摘されたようなそういう地域になるならば、それは撤退させなきゃなりませんけれども、今のところ、バグダッド空港あるいはエルビルそしてアリ、そういったところについては戦闘地域でない、そして活動ができる地域として報告を受けておりますから、まだその段階には至っていないと思っております。

○大塚直史君 大臣は、空港は大丈夫だと報告を受けていると今おっしゃいましたが、米軍がバグダッドのうちもう三分の一ぐらいしか安全確認できていない。どうしてこの安全確認をできていないところに入港しているというふうには大臣は理解をされるんですか。

○国務大臣(久間章生君) いや、それは、バグダッド空港についてはそういうふうな管理がされておるわけですから、逆に言いますと百何十か所は確保できているんだらうと思えます。バグダッド空港以外だつてあるんだらうと思えますけれども、少なくとも航空自衛隊が活動しておりますのはバグダッド空港でございます。そのバグダッド空港はそういう点では大丈夫だといふふうに認識をしているわけでありまして。

○大塚直史君 いや、大臣、私の質問は、米軍がバグダッドの地域において安全確保をできるといふ言える地域は三分の一ぐらいしかないんです。四百五十七分の百四十六しかないんです。どうして大臣はバグダッドの空港が百四十六に入るといふふうに理解ができるのか、そこを伺っているんです。

○国務大臣(久間章生君) それは現実の認識の違いじゃないかと思えますけれども、危険がゼロかといふと、それはないわけでありまして、危険性はあるけれども活動することはできる地域として、安全がほかの地域と比べて、無秩序のと

ころと違つて空港は確保されているというふうなことでございますから、絶えずそれで連絡を取り合つていられるわけでありまして、そんなふうな、今おつしやつたように、バグダッド市内全部がそうじゃなくて、バグダッド市内の中で空港はまあ比較的治安はいいというふうなことだと思ひます。

ただ、外からロケット弾その他が発射されることはあるわけですから、もう本当に全然ゼロかという、そういうことはいいわけでありまして、やっぱり用心はしなければなりませんけれども、空港では活躍がまだできておるといふ、そういう地域だと認識しております。

○大塚直史君 いや、大臣、伺つてゐるのは、米軍と連絡を取り合つていられるとおつしやつていますから……

○国務大臣(久間章生君) いや、自衛隊。

○大塚直史君 自衛隊がですね。

○国務大臣(久間章生君) 自衛隊と取り合つております、こちらで。

○大塚直史君 自衛隊と連絡を取り合つていられる。どうして米軍が指定した百四十六という安全だと言はれる地域の中に空港が入ると大臣は理解できるのかというのを聞いています。

○国務大臣(久間章生君) それは、米軍が百四十六は安全だと言つていられるわけですからね。だから、米軍が言つていられるからというわけじゃなくて、そこにおります自衛隊その他と連絡取り合つても、大丈夫だと言つていられるから。本当に危ないと判断したら、米軍が何と言つても、自衛隊のみならずこれは危ないと言つたら、私たちだってそれは考えますよ。

だから、先生がおつしやるから、これは危ないからおまえ帰れと言はれても、はいそうですかというわけにはいかないのと一緒であります。我々は自衛隊の意見等も聞きながら、そしてまた現地の状況を把握しながら、まだ戦闘地域でないかと判断しているから、法律に基づいてやっぱり行かされているわけですから、その職務をきちつとやつていられるわけでありまして、法律上これは危な

い、この地域はもう撤退すべきであるという、そういう地域になつたら、むしろなぜ撤退しないかという話になろうかと思ひます。

○大塚直史君 大臣、私は、自衛隊がどうやって判断するかという質問しているんじゃないかと、どうしてこの五月に出たレポートの中の百四十六の安全と言はれる地域にバグダッドの空港が入つていると大臣が判断できるかということを聞いています。

○国務大臣(久間章生君) それはまあ、しかも昨日か今日取られたばかりですから、私もまた聞いてみますけれども、その百四十六に入つているか入つていないか、物は見えていないから分かりませんが、少なくとも現在の状況で認識するならば、百四十六の中でも非常に安全な方に入つてい

るんじゃないかと類推はできますね。ということとは、そこで、空港内で活動しているわけですか

○大塚直史君 まだ分からないんですけれどもね。是非分かるように御説明いただきたいんですが、自衛隊にとつてはもう身の危険があることですから、米軍が五月に出した、しかも国として調べた資料の中に、バグダッド空港が安全かあるかどうかというのとは大変な情報だと思ふんです。そういう情報の中にバグダッド地域が、この空港地域が入つていられるかというのを大臣が認識されていられないというのは、情報が上がつてきてないということなんではいけません。

○国務大臣(久間章生君) そこが危険地域だと、百四十六でないほかの地域に入つていられる、そういう報告があつたんならば、これは慌てなきゃなりませんよ。そうでなければ、これは危ない地域だということに言うならば、こちらに連絡もありませんし、自衛隊もそこにおられるわけですから、ここは大丈夫ということでも毎日飛んでいるわけですから。

そういうような状況の中で、今言はれたそれを見て撤退すべきであるという決断を下すほど、そ

んなことは許されなと思ひますよ、この法律に基づいて行つていられるわけですから。一定の要件に従つた場合には撤退をすべきと、そういう決断はしますけれども、そうでない限りは、行政官として法律に基づいて行きたいという、そういう閣議決定されて、基本計画を作つて、実施要綱を作つていられるわけでありまして、そういう情報があつたから、はい帰れと、そう簡単に言えないわけでしょう。

だから、その情報の真偽について確かめまされども、百四十六か所の安全な地域があるともし米軍が言つていられるならば、安全な地域の中にその空港は入つていられるんじゃないかと思はれますということをやつていられるわけでありまして。

○政府参考人(山崎信之郎君) 御指摘のレポートにつきましましては、恐縮でございます、不勉強で承知をしておりますが、我々運輸に当たつては、当然米側と情報交換をいたします。多国籍軍ともいたしまして、自衛隊独自でも情報の収集をしておりますが、少なくともその情報に関する限り、最近バグダッド空港が非常に危険度が上がつてい

るということには全く聞いておりません。

○大塚直史君 それでは、この資料を差し上げますので、是非、大臣冒頭に言はれたように、本当にこの調査によつてバグダッド空港が危ないということがこれできつかけとして分かつて、よく追求をしてみたら本当に危ないんだということになつたら、是非大臣の権限で撤退をさせていた

きたいということを申し上げます。

それでは本題に……

○委員長(田浦直君) いいですか。

○大塚直史君 それじゃ、お昼になりました。

○委員長(田浦直君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

正午休憩

午後一時開会

○委員長(田浦直君) ただいまから外交防衛委員

会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、櫻井充君が委員を辞任され、その補欠として榛葉賀津也君が選任されました。

○委員長(田浦直君) 休憩前に引き続き、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○大塚直史君 民主党の大塚です。

特措法の附則二条に、「対応措置を実施する必要がないと認められるに至つたときは、速やかに廃止するものとする。」と書いてあるんですが、撤退の時期について、出口戦略について委員会でも何度も議論されていまして、その答えがいつもイラクの政治情勢、治安情勢、復興状況、多国籍軍の動向などを勘案して判断すべきものという回答をいただくんですけども、具体的にどのよう

な指標とかベンチマークとかいうのを今のところお考えなのか、具体的などころを官房長官と外務大臣に伺ひます。

○国務大臣(塩崎恭久君) 先生今御指摘のように、この質問は幾度となく繰り返されて、こちらの方からはいつも、今御指摘の、イラクの政治状況、それから現地の治安状況、それから国連及び多国籍軍の活動や構成の変化など諸情勢を総合的に判断すると、こういうふうに言うとともにイラクの復興の進展具合を考慮に入れながら決めていくんだと、こういうことで申し上げてい

るわけでございます。

具体性がないじゃないかというお話でございますけど、事は国の状況がどうなつてい

いう国際社会の取組というのがあって、我が国が主体的かつ積極的に寄与するという、そういう目的で自衛隊 空自に今行っていたいてるわけでありまして、それに関しては必ずしも、継続することが必ずしも必要でなくなつたと判断するような場合には、これはやはり対応措置を終了するということになるわけでありまして、具体性もつとあつた方がいいのではないのかということであれば、やはりその時々状況を踏まえて個別具体的な判断が必要であつて、やはり一概には申し上げられませんが、国連や多国軍のイラクにおける活動を継続していても、イラク特措法の目的を達していく上で空自の支援を継続することが今申し上げたように必要でなくなつたと判断できる場合には終了したすわけでございますが、具体的な状況を、先を予測するというようなことはなかなかできないわけでありまして、例えばということであつて申し上げれば、この国連の活動についてイラクの治安状況が今のようにならざるに緊迫した状況がバグダッドで続いておりますけれども、これが大きく改善をして安定をする、そして軍隊ではなくて多国軍ではなくて文民である国連職員、これがイラク国内を陸路や商用機で安全にかつ常時滞りなく移動できるというようなことになれば、これは一つの見方として終了の時期を考えると時かなというふうに考えられるんだらうと思ふんです。

御案内のように、今国連の職員は内規によってイラクの国内を移動するときには商用機は使わないようにということになっております。ですから、例えばこういうものがそういう制限がなくなるということは安全になったあかしも言えるわけでありまして、そういうようなことも一つの具体的なサインとして考慮に入れるべきことなのかというふうに考えるとございまして。しかし、やはりトータルで考えるのが一番大事であつて、何か一つだけの基準で決められるようなことではないんじゃないかなというふうに思います。

○国務大臣(麻生太郎君) 基本的には今官房長官

が言われたところが基本なんだと思ふんですけど、これは今数値的に、だから数字を挙げて何日までとかどういう状況になつたらというようなことを定量的に申し上げるというのはなかなか難しいんじゃないでしょうか。

○犬塚直史君 大変なことだと思ふんですけど、まあ鶏が先か卵が先かという話になると思うんですけど、今おっしゃつた商用機の運航ができるようになるのか、あるいは滞りなく一般の人が道を歩けるようになるのか、そのためにどうしたらいいかという、やっぱり軍事的な安全確保というのもあるんですけど、同時に貧困の対策だとかいろいろなことがあると思ふんですね。

特に、官房長官、昨年の十二月の委員会答弁で、イラクの復興支援について、自衛隊の活動はもちろんだが、それ以外にも、NGOを含めて、連携をしながら、ODAを出していくということを通じてイラクの復興に貢献していくと、幅広い政策を取つてきているという答弁をされておられます。ODAも一つのツールだと思ふんですけど、ODAもやっぱり同じように早く出すかということとをJICAの方でも一生懸命やっておられると。しかし、現地の様子がよく分からない、どうしようかというふうなジレンマといふんです。か、いうところに陥っていると理解しているんです。

そこで、今日は、米国の国家安全保障委員会の報告書、これに基づいて少し質問をさせていただきます。これは単にこの報告書を一部取つて訳しただけの話なんですけれども、最も大事な戦術的な転換というところで、御存じのように、兵員を五旅団バグダッドに投入するところにはまだあるんですけども、それ以外のところは文民による対応にどうも大きくシフトをして、十一月までに一つの結果を出そうというふうな戦略がここに出てくるわけですね。

例えば、これは二番目、PRTの、プロビンシャル・リコンストラクション・チームですか、民軍

連携のユニット、その文民の要員を増強すると。その下にあるのが、文民による司令官緊急対応プログラム、これは後でまたこの件は質問しますけど、要は草の根無償みたいなもので、二万ドル以下の資金を、現地で司令官がここの必要だなというときに、しかも文民である司令官がそれを現地で使えるようなものをこれからやっていくじゃないかと。あるいは、最後のイラク要員派遣を行う文民機関に対する補償を議会に申請をしていると。つまり、どう見ても、先ほどの話でいくと、要するに自分たちが出ていった後の文民による、ドンパチの後のところにだんだん比重がシフトしてきているのかなというふうに取れるわけなんです。

官房長官にもう一回伺いますけれども、今我が国の平和貢献についての一般法を検討中と、こう聞いているんですけども、民軍連携、ここに出ているような民軍連携という形での自衛隊の平和協力活動は現在どんな検討が行われているんでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 今、一般法の御質問がございました。これはまだ検討過程でございますので確定したことを申し上げられるようなことはございせんけれども、今まで特措法でそれぞれ対応してきたのを一般的な法律でつて今後の国際貢献を律するような法律がでないかと、こういう考え方で今検討を進めているところでございまして、今お話がございました文民と自衛隊でしようかね、日本の場合であれば、そういうものの連携というものがその中で検討されているのかと、こういうことでございまして。

今、もう既にPRT、例えばアフガニスタンのPRTとの連携をODAでやつてはどうだろうかということをお客様に提案をして、外務省の方で多分検討をされているのではないかと思いますけれども、そういう考え方は、今先生のお指摘のとおり、極めて有効な、現地の復興支援ということでは意味のあることではないかと思ふます。一般法の中でそれをどう位置付けるのかとい

うことについては、まだ申し上げられるほどのものになつてはいるわけではございません。

○犬塚直史君 選挙によつて一応政府が立ち上がつて憲法ができた。何かアメリカ軍も、どうも民間主体の方向の戦略に移ってきているような感じがするんですが。

ちよつと外務大臣に伺いたいんですが、いつも麻生大臣が例に引かれてはいるアフガニスタンのDDRですとか、あるいはカンボジアの司法制度ですとか、あるいは自衛隊のOBによる地雷の除去ですとか地方自治体のノウハウですとか等々、こういう日本の強みを生かすという新しいスタート、やっぱりこういう大きな流れが出てきたところで一回、できるだけ早い時期に仕切り直しをして、やっぱり我が国からの支援をもう一回整理して、今まで制限があるところで自衛隊の皆さんも一生懸命やってきた。非戦闘地域、しかも武力行使はしない、しかも武力行使をしているところと一体化しないというふうな中で一生懸命やってこられた。逆に、こういうふうなアメリカが転換をするということになると、逆に日本のやつてきたことの方が進んでいるような、逆に言うとおと鶏が入れ替わつたような、私はそんな印象を受けるんです。

一度ここで、出口戦略もそうですけれども、ショー・ザ・フラッグと言われて出ていくということではなくて、こういう平和の定着、国づくりについてはうちの方がはるかにどうか一歩上なんだよというノウハウもあるわけですから、一回この辺で仕切り直してみてもどうかと思ふんですけど、大臣の御所見を伺います。

○国務大臣(麻生太郎君) 犬塚先生、これはなかなか難しいところなんです、少なくとも戦争、戦うというところまでは軍が出てこないこれは組織としては体を成しませんし、自己完結型の軍なんだと思ふます。

しかし、戦闘が終結した後に、今度はその地域の治安をと秩序をというになると、これは市民の中に入っている警察の仕事になるといふの

は、これはもう世界の常識だと思えますので、アメリカも遅ればせながら、イラク人による治安維持というものを考えて、このところ十三万人が三十五万人ぐらまで増やして、取り急ぎ数は増やして、今日下警察官としての機能を訓練中というのが多分現実の状況だと存じます。それが少しづつ功を奏しているから、最初、自衛隊が撤退した後のころはまだサマーワ周辺ぐらだったのが、今は十八県中で七県まで一応治安が良くなったとして権限移譲が進んだということになっているんだと思います。

したがって、今後は更にそういったものが現地にどんどん移管されていくような状況になったときに、今言われたように、経済、生活水準とかいようなものが関係してくるというお話がありましたが、全く私もそうだと思いますので、日本としては、こういったところは軍とか政治じゃなくて経済というところで我々の活躍できる分野はより広いのではないかと、少なくともそういった評価は高いと思いますので、そこらのところが今これから日本が出ていく分野と想っております。

イラクに直接関係しているわけじゃありませんが、パレスチナで日本としては初めてそういったプロジェクトをスタートさせてあります。そういったようなことが今試みをさせていただいてありますが、日本の強みというのは、やっぱりこの地域にこれまで歴史的にも利害関係が全くゼロだったために非常に向こうとしては受け入れやすい状況にあるというところが、イラクに入れた自衛隊に関しても同様な反応が最初から示されているというのが我々としてある意味ではアドバンテージ、有利なところだと思っておりますので、今言われましたように、おっかなびっくりとはいながらも少しずつそういった方向でやっていく。

これはアフガニスタンで少し成功を取めたところでもありますが、武装解除の話やら何やら、我々の発想は最初ほとんどないような話でしたけど、少しずつは受け入れられつつあるかなという

う感じはいたしておりますので、更にその方向で進めていくことだと思っております。

○犬塚直史君　そこで、一つ不思議なのは、米軍、アメリカの方が一応今年の十一月までにイラク政府が目指している治安責任の権限をイラク政府に移すということを確認に打ち出しているわけですよ。十一月までにやるというもう随分急ぎの話でありまして、本当にそんなことができるのかなど。

この五つ、ブッシュ大統領が一月十日にテレビで演説した中で二番から五番まで、原油収入をイラクの国民のために使う法案を作るとか、テンビリオン、一兆円ですか、以上をイラク国内に投資するだとか、あるいは本年後半のイラク自治体の選挙を必ず実施するだとか、あるいは公平な政治参加のための法整備を掲げているわけですね。この四つについては軍事とは関係のない世界です。この四つについては軍事とは関係のない世界です。この四つについては軍事とは関係のない世界です。

すから、そういうことはやらなきゃいけないと、日本としてもこれはもうどうやらやろうと、そういうことは分かるんですけども、この一番の十一月までにイラク全土の治安責任をイラク政府に持たせる方向というのは、一体どこからこういう期限が出てくるのかなど。このベンチマークについて我が国は賛成しているんでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君)　これはイラクとアメリカの希望的観測がある述べられているというのであって、これが直ちに実行できると思っているほど、それほどみんな単純でもないと思いますけどね。

ただ、いろいろ状況が出てきた中で、やっぱり憲法改正やら何やら、やっぱりシリア派が何人とかクルド人が何人とかいう比率で決めるなんていうのをやるからまた更に宗派間がおかしくなるんじゃないのなんて話は、もうこれは憲法ができて即言われた話ですから。そういった意味では、これはもう一回修正した方がいいと思ったり、一時期バース党は全部駄目みたいなこととしていたけれども、あそこに優秀な行政官僚がいたわけですから、それをもう一回使うようにした方が

いいとか、いろいろあの当時から話が出ておりましたので、今そういったのを修正を鋭意取り組んでいるというところなんだと思います。

しかし、いずれにしても、こういった絵をかくているというのは決して間違っているとは思いませんけど、それが十一月までに本当に実行できるかと言われると、ちょっとそんな簡単に、北朝鮮の四月十三日より少し信用できるかなと思わないでもありませんけれども、まあ余り、他国のことでもありますので、ちょっと何とも申し上げられません。

○犬塚直史君　いや、大臣、そこが私は大事なところだと思わなくていい。言わば出口戦略をやるについても、やっぱりみんな協力してやっていくわけでしようし、我が国独自の判断もあるだろうし、米国の判断もあるでしょう。

その中で、今何った感じだと、十一月までという期限については、別に日本と協議をしながら、こういう状況だから十一月までに何とかできそうだしというよりも、むしろ米側の選挙等々、大統領選等々の都合もあってそんなことを決められているのかなと、そんな感じがするわけですね。

そうした中で、やっぱり日本独自の、じゃ例えば、先ほどおっしゃっていた商用機の運航あるいは通常の通行ができる、あるいは自衛隊がやっていいた人道復興支援が自衛隊があの地域でできたわけですから、そういう我が国独自のきんとした判断基準を持って、先ほど、アメリカが出した資料だから、自衛隊の判断に基づいて空自はそこを安全と判断して今はまだ撤退させるといようなところまで行っていないとおっしゃいましたけれども、そういう独自の撤退に関する、数値目標とは言いませんけれども、考え方というものをもう一度大臣に伺いたいんですけれども。

○国務大臣(麻生太郎君)　ブッシュ大統領のこの案は、たしかその前の日に電話が掛かってきて、安倍総理のところへ電話が掛かってきてこの説明があつております。そのときにいろいろ話をされて、向こうにも提案としてこういったことを考

ているというお話の説明はあつておりましたんで、私もそれを知らなかったわけではありませ

ただ、一番最初に、何と一番がこの十一月だったものですか、ちょっとおまえ、最初からこれが来たものですか、一番最後に出てくればまだと思ったんですが、一番最初これが出てきたものですか、大丈夫かと、それを見たときにはそう思いました。正直なところですよ。

ただ、こういったものを計画しているというのに対しては、治安さえそこそこ回復して、いわゆるあつちこちあつちこちで爆弾テロが相次いでいるというような状況の中だと、これは仮に民間のPKOがとはいっても、このPKOに対して大丈夫だから、行って大丈夫ですよと言えるのには、とても日本政府としてはそんなこと言える状況にはありませんので、とてもじゃないけど危ないから自衛隊だということになっておりますんで、そのころのところがなかなか、思っているよりも、やりたくてもなかなかやれないという状況が今から半年間ぐらいの間にどれぐら変わるのかなというの

は、ちょっと正直、私としてはまだ疑問なところですよ。

しかし、いずれにしても、いろいろな形で復興支援ということになっていったときには、これはもう軍というのは経済は全く駄目ですから、軍に代わって経済復興とかそういったものをやっていくということになっていけば、それは間違いなく日本のいわゆるODAに限らずいろいろな民間との一緒の共同での作業というのが非常に可能性がある輪が広まってくる、私もそう思っております。

○犬塚直史君　特に情報という意味で、先ほど来お話出ているように、軍隊というものは民間の人たちとの接触はしないわけですから、やっぱり一番情報を持っているのはそういう人道復興支援を現場でやっている現場の人かなと。特に、日本の場合は人道復興支援と安全確保を二つを目標にして行っているわけですから、そういう情報は正に

独自に取らなさいいけないと思うわけです。ところが、見ますと、イラク戦争について軍事的な視点からはたくさん報道があるんですけども、人道的視点からはほとんど情報がないわけですね。

二〇〇三年の八月十九日に、国連バグダッド本部が爆破されて二十二名が死亡したと。国際赤十字委員会、ICRCも爆破をされて十二名が死亡していると。そんな中で、国境なき医師団、ここが二〇〇四年十一月にイラクから撤退を決定してしまつたということがありますけれども、そんな、一番詳しいはずのICRCとかMSF辺りですええも現地にいられないような状況の中で、これはもう犠牲者の数や何かも推定しか出ていないんですね。

推定で、今、国連イラク・ミッションが言っている、二〇〇六年で、死者が三万四千四百五十人、負傷が三万六千六百八十人、そして避難民の数、推定で六十四万人、難民用の施設に住んでいる割合は三％、しかも国外脱出したのがやっぱり推定で二百万人と。二〇〇六年中だけで一万四千世帯が脱出しているというこの人道の状況というのは、もうとてもじゃないけど安定にはほど遠いのかと。

一方、違うソースで、イラク・ボディー・カウントという、先ほど出ていますけど、これによると、暴力による負傷者が八十万と、またけたが違ふ数字が出ていますね。そのうち治療を受けていない負傷者が七十四万人で九〇％、治療を受けた人が五万九千三百七十二名と最後の一人まで勘定していますんで、これはかなりやっているのかな。しかし、治療を受けていない負傷者数についてはどうやってこれ数出しているのかな。

現地で身の危険を感じながら活動している人たちですええこの程度の情報しかないというところで、同じ人道復興支援をしている我が国が今後この民軍協力というのをやっていくに当たって、やっぱり、今日の前もそうですけども、今後、中長期的な取組をどういうふうにかえていくかということは大変大事だと思いますので、この中長期

の取組について、官房長官、外務大臣、防衛大臣のお三方の御意見を伺います。

○国務大臣(麻生太郎君) 今おっしゃるように、これは中長期的にどうするか、どのような情報収集を今後やっていくかって、これはすごく大きな問題です。そして、この話は明らかに、現地にいるイラクの人たちの情報、しかもこの際は三種類あると基本的に思っておかなきゃいけませんから、三種類というのは、クルド、シーア、スンニと三種類プラス軍ということに多分なるんだと思いますんで、そういったところの情報を三種類、最低でも、四、五種類の情報を集めた上での判断ということにならうと思います。

そういう意味では、これはかなりその現場の中に入り込むというのは時間的な無理があるというところになると、そこにいる確実な情報は買わねばならぬ。買わねばならぬって、金銭で情報を買うということなんです。そういう情報を買って集める以外に、これ手段は、よそ者にはその手段はほかありませんので、それが常識ということになろうと思います。そういうたのものをやっていたかといこの種の情報というのはなかなか正確には集め難いというのがこういった状況における通常の例にならうと存じます。

したがって、かなりこういったのは、中長期的に見てどういうふうなやっていくかというのは、これは他国の集めている情報もいろいろ参考にするということになると思いますんで、そういったものを総合的にやっていくというのは、かなりこれは腰据えていろいろやっていかないと、落ち着いてからさあっとまた解消していくでしようけど、落ち着くまでの間の、少しずつ少しずつやっていかないと危険をかなり伴いますんで、そこらのところをどうしていくかというのは、これは今後の課題として非常に大きな視点から見ておかねばならぬ、大事な御指摘だと思います。

○国務大臣(塩崎恭久君) 先生御指摘の軍と民の協力の大事さというのはよく理解をしているつもりでございますが、何よりも大事なものは、まず何

のために復興支援、その国のためにあるいはその地域のためにやっているのかということを見失わないようにしなければいけないではないか。そのためには、先生おっしゃるように、情報が一番基盤になって、現地のニーズは何なのか、その国のニーズは何なのかということ踏まえた上で、どういう支援が日本なら日本、あるいは国際社会なら国際社会に求められることなのか、あるいはどういう役割分担を現地としなければいけないのかということが大事なんだろうと思うんです。

例えばイラクですと、例えばその人口構成を見ると、若い人たちが、二十代、三十代のところが多く人口があつて、当然、教育あるいは働く場などが必要であるにもかかわらず、そういうものが一向に提供されない状況の中でいろいろな問題が解決されなくなつて、生活の不安等々から非常にいろんな問題が起きやすくなっているとか、そういう情報をしっかりと、現地の情報をしっかりと踏まえた上で軍と民の組合せを考えていくべきなんだろうと思うんです。ただ、それは軍がまだ必要だという段階の場合の話であるわけですね。

例えば、今アフガニスタンで日本のNGOが、もちろん日本はPRTやっていますけど、ほかの国のPRTの一部に日本のNGOが入っていると、いうケースがあります。当然、NGOの方が先には同じ服装をするということがあるんだそうであります。何が起きるかという、ねらわれる可能性が高くなるわけですね。したがって、NGOにしてみれば、どっちが本場にその現地のためのものかというのを悩むときもあるという話も聞いています。

ですから、冒頭申し上げましたように、どういう組合せのどういう支援がその現地の人たちのために、本場のニーズのために求められているのかということ考えた上で、先生がおっしゃっているような、まだ軍がいなければならぬような段階の支援に当たっての組合せというものがまたニーズに合わせて考えていくことが大事な

んではないかなというふうに思います。

○国務大臣(久間章生君) 自衛隊は今度国際活動教育隊というのをつくりますが、これはもちろん自衛隊の隊員に対する教育が主でございますけれども、やはりこれまで自衛隊が経験した海外における平和協力活動のそういった知見を生かしながら、これから先のあるべき姿についても中長期的にやっぱり研究していく必要はあるかと思ひます。そのときに、NGO、NPO、そういったところとの組合せの方がいいという話も聞いておりますので、そういう点でのまたどういうような活動がいかにについて研修を重ねて、それをまた教育に反映していきたいと思ひてるところでございます。

ただ、やっぱり日本の自衛隊の場合はどうしても武力行使ができない、治安維持ができないという、そういうような問題がございますから、今直ちにPRTみたいな形で、軍民協力の格好で自衛隊が前面に出てやっていくというのはなかなか難しい状況じゃないかなというふうに思っております。

○大塚直史君 外務大臣が昨年の八月に国連大学でブラヒミ元国連事務総長特別顧問を迎えてスピーチをされた。そのときに、平和構築を担う人材を育てるための寺子屋をつくるというようなスピーチをされて、やっぱり情報は人間だと思ひますね。もちろん、現地で買うというのもあるんですけど、やっぱり、現地の確かな判断ができるのは、我が国の人間が行つて現場の情報を常にアップデートしてくれると。

その中で大臣おっしゃったのは、日本から平和構築に向けた知的リーダーシップを発揮すると、現場で実践をする、そこまですべて言われているわけですね。女も男も、行政実務の経験者も、農業、漁業――農業、漁業というのは私が言ったんですけれども、警察、法曹、自衛隊の経験者、そういう人たちが海外の現場で活躍できる環境をつくっていくんだと。しかも、平和国家日本のれんをもう一度新しい色で染め替えようじゃないかとい

う話までされたわけですね。

やっぱりこの実践の対象として、今何か憲法を変えないとできないみたいな雰囲気があるんですけど、私は現憲法下でできることは一杯あるんじゃないかと。そういう意味で、この現憲法下で行える実践の対象としてこの寺子屋、イラクとアフガニスタンで実践をするという検討をもう始められたらいいかなと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) 一応予算の申請をして、この平成十九年度の予算案で調査費が付くところまでは来ました。そこまで来ておりますので、あと具体的などころを、今役所等々でこの部分、担当を決めて、今動かしつつあります。

現実問題として、国が、一応治安が回復した後で、例えば地方行政とか、例えば地方税をどうやって徴収するか。カンボジアを例に取れば、カンボジアではえらく海外からの投資を期待していますけれども、民法はない、会社法はない、民事訴訟法はできていないようなところなんか危なくてほかの会社なんか投資するわけはありませんから、そこらのところの法律がないところなんか投資なんかできませんよというので、うちはそこに法務省から若いいいわゆる司法官を送って、今、民法、民事訴訟法、カンボジアの人と一緒にクメール語、英語、フランス語等々やって、今スタートをしております。

そういった、一つの例ですけども、そういったものの経験が出ると、今度は私は多分、日本で寺子屋に逆にそこそこの国の人たちが習いに来て、そこで習った経験を生かして外に出ていくということまでいきたいなと思っておりますが、まずは日本で行政経験があるという人たちに一定程度自分の身を守るすべぐらいは覚えておいてもらわないと、お巡りさんが常にいるようなところとは限りませんので、そういったものも含めてきちんとした訓練を積んだ上でそういった分野に出ていくというのは、私は、日本の持つておりますやっぱり働くという美学、一緒に働いてみせるというところはこれは圧倒的に日本の持つていける大きな

力だと思っておりますので、そういったようなものを今レベルを上げていきたいなと、その輪を広げていきたいなと思つて今いろいろやらせていただいているのが今の状況です。

もう少し詳しく具体策で上りまがりました段階で御報告できればと思っております。

○大塚直史君 私はODA委員会にも所属をしておるんですけども、選挙区に戻ってODAの話なんかは余りできない状況でありますので、やっぱり内政と外交がつかない、こういう、要するに自分の経験が生かされて、たとえシルバードラゴンティアとかあるいは海外青年協力隊とかいうものがあっても、やっぱりまだ少し遠いんですね。景気の悪い地方で、自分の行政経験あるいは自分のやってきたいろいろな経験が農業にしても何にしても海外で本当に生きるといふ身近な窓口があるということが、ちよつと中長期になりますけれども、やっぱりひいては、皆さんが表に出ていくわけですから情報能力も非常に高まると。日本の、大臣の言葉で言えば平和国家日本ののれんをもう一度新しい色で染め直すのはやっぱり人間のことだと思つたので、是非頑張つていただきたいんですけれども。

今日は官房長官が見えておられますので、こちでちよつと疑問なんです、我が国の安全保障の法的基盤に関する懇談会ですか、この議論がどうも憲法絡みで集団的自衛権の研究をされていると。しかし、今待ったなしで求められているのは、こういう話ではなくて、民軍連携、どうやって表に国際貢献をできる人間をいかに出していかかという、現憲法下でどういう民軍連携ができるかという研究を早急にやるべきだと思ふんですけれども、大臣の御見解はいかがでしようか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 先ほど一般法のお話が出ておりましたが、正に日本の自衛隊による国外での支援活動の在り方をどう律するかという中で、当然、サマールでもそうでしたけれども、水を供給するという活動は本来民間でも十分できる話でございます、仕事でございます。しかし、あ

あいう治安状況の中で自己完結的にその機能全うできるということで自衛隊に行つてもらつたというところでありますけれども、これからはいろいろな形があり得るわけでありまして、今先生御指摘になったように、今後の日本の海外での平和貢献の在り方、その中には当然自衛隊と民間の組合せといふものがあつてしかるべきだと思います。

一方で、先ほど寺子屋の話が出ておりましたけれども、麻生インシアチブとも言うべき平和構築での日本の貢献ということについては、特に人材面での育成などを中心に日本も大いに貢献をしていこうじゃないかということでもスタートしているわけですけども、今後、現地に赴いてやる場合に自衛隊がまだ必要とされるような状況であれば当然そういった組合せもあり得るわけでありまして、日本として特に今後の新たな日本の平和貢献の在り方といふものを考えていくことは重要だと思ひますし、その中に軍、民の、軍といふか自衛隊と民の組合せといふものもあると思ひます。一方で、さつき申し上げたように、もう既に日本のNGOなどは海外で、アフガンとかそういうところで他の軍と組んでPRTをやっているところ、言つてみれば国より先を行っているところもあるわけでありまして、そういうところも参考にしていきたいと思います。

先ほどお話しになりました安全保障の法的基盤の再構築に関するこの今の勉強会は、そういうことの実行に当たつても、例えば駆け付け警護の問題であるとかいろいろ関係することもある、その法的基盤をしっかりと上でまた新たな日本の平和貢献といふものを考えようじゃないかという発想もございまして、それはそれとしてやはり重要な研究ではないかなというふうに思つているところでございます。

○大塚直史君 官房にリーダーシップを取つていただいて、例えば寺子屋の話とか、あるいは自衛隊の中央即応集団の教育隊で今取り組もうという試みが始まつております、やっぱりこの民軍連携の話なんかをやつていただければ、当初はいいか

もしもせんけれども、やっぱり今後、大変大事な話ですので、もうちよつとリーダーシップを取つていただいて、今、この間伺ひしたら、自衛隊の海外での、例えばカナダのピアソン・センタミタなどところに行く方々のリストを見せていただきましたけれども、まだまだ期間も短い、できれば日本の中でそういうアジアの人たちが日本にわざわざ勉強しに来るようなものをその自衛隊の中の教育も含めてやっぱり力を合わせてつくっていくべきじゃないかと思ふんですけれども、この点について官房長官の御決意を伺ひます。

○国務大臣(塩崎恭久君) 平和構築分野での日本の貢献ということでも、昨年十二月に政府一体として取り組むために平和構築分野の人材育成に関する関係省庁連絡会議というのが内閣に設置をされております。この下で関係省庁間の情報の共有であるとか連携、それから協力の推進、関係省庁の取組の強化を目的としてこういう会議ができ上がったわけでありまして、既に去年の十二月二十七日に局長級、今年の二月十六日に課長級で会議が開催されておまして、こういうところ、人材育成を政府部内でもやるのか、そして民間の人たちに対してもどういふふうに行つていくのかよく検討を深め、そしてまた、先ほどお話しに出ておりました一般法の中でも今後そういうことを検討範囲に入れながらやっていきたいというふうに思つております。

いづれにしても、日本は平和貢献ということ、やはりその根っこは先ほど麻生大臣がおっしゃっているように人材、これが一番の日本の宝でありますから、この日本の貢献できる人材を大いに活用しながら、そしてまた育成しながら、またこれは外国の方の日本による、日本人による育成といふものもできる範囲は是非やりながら、いい平和貢献をやつていければというふうに考えているところでございます。

○大塚直史君 平和構築の努力を自衛隊も含めて我が国が積極的に、しかも自主的にやつていく、

出口も自分で決めていくという形を是非お願いしたいと思うんですけども、一方で、本年一月のアメリカのこのやっぱり同じレポート、この中でキー・オペレーション・シフトというので明示をされているんですけども、今までは、これちょっと資料を見ていただくといんですが、一ページ目ですね、このこれまでの取組の真ん中の黒丸のところなんですけれども、イラクにおけるシリア及びイランによる介入を認識をしているというこのぐらいの表現だったのが、今回の新イラク戦略、一月に発表されたものになると、コアリションに対する脅威となるイラン及びシリアの両国の行動に対抗すると、カウンターという表現なのでかなり強い表現にこれが上がっているわけなんです。

我が国がやっているのはあくまでも人道復興支援でありますので、こういう政策運用上の転換ということについて、方向性に我が国はこれは賛成なんですか、外務大臣。

○国務大臣(麻生太郎君) 今のは多分今年の一月のNSC、いわゆるナショナル・セキュリティ・カウンシルが発表したイラク戦略レビューの主要点ということで、主要な作戦上の転換として、キー・オペレーション・シフトとしてこの項目は挙がったんだと思いますが、多国籍軍を脅かすイランとシリアの行動に対抗することを挙げているということがこの文章のところなんだと思います。

他方、米国はイランやシリアとの間でこれ実は対話がどんどん進んでおります、シリアとの間で。五月の三日、これはシャルム・エル・シェイクで外相会議が行われましたけれども、これは、イランとの間では二十八日の日にバグダッドでもうこの間言われましたように大使級の会談が二十八年ぶりで行われたりいたしておりますので、イランやシリアとの対話は、これはアメリカ側の必要性を認めておられるのも事実であります。

こういう意味で、イラン、シリア、サウジアラ

ビア等々、周辺国の外相会議も、この会議に出席したんですが、この点に関しては、イラク復興に際して強いコミットメントが出されたのがあれば有意義だったと思って、私もとしても、これは周辺国とうまくやらない限りはこの種の効果は上がらない。だから、拡大周辺国会議をやれと。我々はドナーとしては大きいドナーなんだから、おれたちも呼んでやれというのがシャルム・エル・シェイクに至る背景。

一番あいう拡大会議をやれと主導したのは日本です、そういう意味では、一応そのスタートになったと思っておりますので、そういう意味では、サウジアラビア、イラン、GCC含めて、サウジアラビア等々と首脳の間でこの種のことに關しては一応周辺諸国は一体でやっていると、この辺のことは全部シリア派ではなくてスンニ派が圧倒的に多いところですから。そういう意味では、私もとしてはこれを一層強化していきたいと思っておりますので、この種の、こっちは書いてある、一方、アメリカはシリアとのいわゆるコミュニケーションとかパイプを急激に広げつつあるというのもまた事実でもあります。

○大塚直史君 アメリカ版の対話と圧力というのをやっているんだらうなというふうに思うんですけども、今年五月の、最近ですね、大使級の四時間にわたる公式協議、米、イランの二国間協議が行われたと。これ、資料もいただいたんですけども、その翌日にはもう既にイラン系米国人三人をスパイ容疑でイランが起訴をして、二名はテヘランのエビン刑務所に収容されて、もう一人も出国を許されていないというような事態になっているという報道がありました。

一方、ペルシャ湾に米軍は空母を二隻浮かべて、これをもって圧力と対話みたいなことをやっているわけなんですけれども、防衛大臣に伺いますが、今出ている空母ニミッツ、空母ステニスですか、この二隻の空母でどのぐらいの規模の空爆が可能

なんでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) さあ、それは私の方では、どれぐらいの空爆が可能かというのはなかなか推定できないですね。

○大塚直史君 どのぐらいの規模という質問があれかもしれないけれども、自衛隊が行う人道復興支援活動あるいは安全確保活動に米空母の支援は必要でしょうか。

○国務大臣(久間章生君) それは別に必要ありません。

○大塚直史君 こういういわゆる、逆に考えれば、日本の場合を考えれば、東京湾に空母が二隻入って、空母というのは攻撃用の戦力でありますから、それを浮かべておいて二国間協議をやる、あるいは今後の対話をやっていくというようなやり方は、これは参考人で結構なんですけれども、国連憲章で禁じている武力による威嚇にはならないんですか。

○政府参考人(長嶺安政君) お答え申し上げます。

今委員お尋ねの件は、武力による威嚇、これは国連憲章第二条四項に言うところの武力による威嚇であろうかと思えます。この点、すべての国連加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を慎まなければならない、若干途中省きましたが、と定めているところでございます。

この規定に照らしまして、いかなる行為が武力による威嚇に該当するかということにつきましては、当然のことながら各事案ごとの態様を踏まえて検討すべきであるというふうに考えております。

そこで、ただいま御質問の事案でございますけれども、これは専ら米軍の運用、活動に係るものでございまして、我が方からその法的評価を行う立場にはございません。そういう点につきましては御理解を得たいと思うわけでございます。そこで、単にこれは情報として米軍の公式サイトをみますと、この五月二十三日にこの米海軍の

演習に今御指摘の二隻の空母が参加したというのが載っておりますが、報道によりますと、米軍の関係者は今回の演習はいかなる国をも対象としたものではないというふうに述べているというふうに承知しております。

○大塚直史君 一方で一生懸命人道復興支援をやっている、他方では先ほど大臣がおっしゃった周辺国との対話ということであればいいとしても、対話と圧力と。圧力の方もかなり過激な圧力をかけている、空母を浮かべているわけですから。そういうところに我が国が一生懸命人道復興支援をやるうとしていて、これ、やっぱりこういう二つを一緒にしたようなやり方はちょっと判断に困るわけですか。

一方で、やっぱりイランに対するこのような交渉の仕方は、憲章上ははっきりとこれは武力による威嚇だと日本は認めたらどうなんですかね。今の御答弁だと事例によるなんという御答弁でしたけれども、これはどう考えても自国の目の前に空母を二隻浮かべているんですから、武力による威嚇なんじゃないんですか。

○国務大臣(麻生太郎君) これは領海の中に、東京湾と言われましたけれども、東京湾はこれは明らかに日本の領海の中になります、これはペルシャ湾はたしかペルシャ、イランの領海になっていない、ペルシャ湾と名前はそのうですけども、これは今、通常アラビア海と言ったりいろいろしております、今ペルシャの領海外になっていませんかね、地理がちよつとよく分かりませんけれども。今の状況で、中に入っているとちよつとこの間のイギリス軍みたいな話になっておりやせぬかなという感じはしますけれども。

○大塚直史君 そこは私も確認しなきゃいけないんですけど、東京湾という例よりも日本海という例の方が良かったかななんて今思ったりしました。

いずれにしても、空母があつて、しかも上陸用舟艇まであると。そこで一生懸命訓練をしておると。やっぱり弱い立場、軍事的に弱い立場の国に

とつてみればこれは脅威に感じるのは当たり前
の話でありまして、それをいろいろ言つて、憲章上
の威嚇には当たらないというふうな話では、やっ
ぱり我が国としても筋の通つた対応にはならない
と思うんですね。これは威嚇は威嚇だというふ
うにはつきり言つていただきたいんですけど、い
かがですかね。

○国務大臣(麻生太郎君) 圧力の一つではあるう
と思いますが、威嚇かと言われるとなかなか難し
いところだと思います。

○大塚直史君 圧力である、威嚇かもしれない
というところで、それでは結構でございます。

ブッシュ大統領は一月十日の演説で、テレビで
自分の演説の後ろに本棚を並べて、ライブラリー
というところで全米に中継をした演説で、地域の
安定には過激派対策が必要だと、まずイランとシ
リアから始めると、この二か国から出入りするテ
ロリストや武装勢力がイラクに出入りしておる
と、イランは米兵攻撃の物的支援をしているが、
我々はこれを断固として阻止すると、また、イラ
ンが核を保有しこの地域を支配することは許さな
いという確固たる、断固たる決意を述べているわ
けですね。二十分の演説で五回もイランについて
触れているわけですね。

当然、アメリカの本土防衛にかかわるアメリカ
の安全保障の話ですから、そういうことを言うの
は私は当たり前だと思うんです。しかし、日本の
立場として、人道復興支援をやっていますよと
いつて今イラクに行つていくわけですから、ここ
には乗れないというのは私は当たり前だと思うん
ですけれど、御所見を伺います。

○委員長(田浦直君) 麻生大臣、簡潔に。

○国務大臣(麻生太郎君) イラクの人道復興支援
のためにやつていくという日本の主体性はもう問
違いなところだと思ひますんで、アメリカの考
え方はそれはアメリカの考え方として、他国の話
ですから、ただ、私どもとしては、基本的にイラ
クの人道復興支援、これが我々の主たる目的、はっ
きりしております。

○大塚直史君 終わります。

○緒方靖夫君 法案の大本になります日本政府の
イラク戦争に対する態度について、今日は官房長
官がせっかくお見えですので、官房長官に質問し
たいと思います。

イラク戦争はフセイン政権の大量破壊兵器保有
の疑惑を根拠として開始されました。米英両国は、
査察を継続すべきとして武力行使に反対するほか
の安保理事国の声を聞き入れず、二〇〇三年三月
二十日にイラクに開戦に至つたと、ドイツ、日本
政府も開戦支持を表明したと、そういう経過です。
お伺いしますけど、当時、日本政府はなぜ開戦
を支持されたんですか。

○国務大臣(塩崎恭久君) もうこれについては繰
り返し御答弁を申し上げてきたところでございま
すけれども、イラクは当時、十二年間にわたつて
累次の国連安保理決議に違反を続けてきた、そ
して国際社会が与えた平和的な解決の機会を生か
そうとしなかった、そして最後まで国際社会の真
摯な努力にこたえようとしなかった、このよう
な認識の下で、日本として安保理決議に基づいて
取られた行動を支持したということだと思ひま
す。

安保理は、もう御案内のように、安保理決議一
四四一号において、イラクがいわゆる湾岸戦争の
停戦条件を定めた決議第六八七号、これを含む関
連決議の義務の重大な違反を継続的に犯してい
ることを全会一致で決定したわけでございます。
イラクに対して武装解除の義務を履行する最後の
機会を与えたという格好になっているわけであり
ますけれども、イラクは決議の第一四四一号で求
められている武装解除などの義務を履行しなかつ
た、この点は査察団による安保理への累次の報告
で明確にされているところでございます。したが
つて、決議六八七号の重大な違反が継続的に生
じていたということから、決議に基づきいわゆる
湾岸戦争への停戦の基礎が損なわれて、同戦争開
戦前に加盟国に対しあらゆる必要な手段を取る権
限を与えた決議第六七八号に基づいて武力行使が

正当化されるかと考えているわけでございます。

このように、イラクに対する武力行使は国際の
平和と安全を回復するという明確な目的のために
武力行使を認めるあの国連憲章、これは去年も随
分話題になりましたが第七章、この第七章の下で
採択された決議第六七八号、それから六八七号及
び一四四一号を含む関連の国連安保理決議によつ
て正当化されると考えているところでございま
す。

今、米英の公式見解の話もあつたかと思ひま
すけれども、これまで何度も申し上げているよう
に、今申し上げた見解というのはアメリカ並びに
イギリスの公式な見解とも一致をしており、国際
的にも受け入れられている考えではないかとい
うふうに考えているところでございます。

○緒方靖夫君 長い答弁をいただきましたけれど
も、政府はイラクが最後の機会を生かさなかつた
等と述べてきました。

そこで、やはり大事なことは、大量破壊兵器の
疑惑に関する問題と思ひます。開戦を支持した際
の政府の認識についてですけれども、この真偽に
ついて政府は見極めていたんでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) さつき申し上げたよう
に、イラクはずっとこの国連安保理決議を無視し
続けてきた、違反し続けてきたと、こういうこと
でございますが、イラクが過去において実際に大
量破壊兵器を度々使用した事実、これは私もハラ
ブジャというところに行つてまいりましたけれど
も、化学兵器をイラク戦争時代に自国民たる
クルド人を使って何千人単位の殺りくを行つた
と、こういう事実もありました。それから、国連
査察団の指摘している数々の未解決の問題なども
あつて、こうしたことにかんがみて、対イラク武
力行使が開始された当時、イラクに大量破壊兵器
があると想定するに足る理由があつたということ
を日本政府としても考えたところでございます。

○緒方靖夫君 日本政府はあると想定されるそう
いう理由があつたと、今そういう御答弁いただき
ましたけれども、当時、国連もIAEAもその真

偽を見極めるべく査察を究明する努力をしていた
最中だつたと思ひます。そういう意味では、すべ
てが疑惑を持つていたわけですよ、すべての国際
社会がですね。

しかし、重大なことは、国連でアメリカが証拠
なるものを示してイラクの保有疑惑を言い立てて
いたということなんです。二〇〇三年二月五日に
安保理でパウエル国務長官、当時の長官が報告を
行い、米英が調べ上げた疑惑の証拠なるものを並
べられました。

開戦前の時期、日本政府はこういうアメリカの
主張を大量破壊兵器疑惑に関する判断材料にして
こなかつたのか、その点を明確にしていただいた
いと思ひます。

○国務大臣(塩崎恭久君) 日本政府が対イラク武
力行使を支持したのは、先ほど来申し上げている
ように、累次の国連安保理決議、それから国連査
察団、これは日本も一部参加をして、日本の目
でもこの査察に当たつてきたわけでありませう
けれども、こういった国連査察団の累次の報告等に基
づいて日本としては独自の主體的な判断をしたと
いうことであるわけでございます。

○緒方靖夫君 私の質問は、官房長官、アメリカ
のパウエル報告等を、それを依拠されなかつたの
かということなんです。判断材料にされなかつたか
ということなんです。

○国務大臣(塩崎恭久君) 今申し上げたように、
日本の判断の根拠は国連安保理決議に……

○緒方靖夫君 いや、端的に述べてください。
アメリカに、パウエルについてどうかということ
を聞いています。

○国務大臣(塩崎恭久君) それが直接的な判断材
料になつたわけではないと思ひますね。

○緒方靖夫君 官房長官、本当によろしいんです
か、そういう答弁で。

パウエルの報告、二月の五日の報告について、
やはりそれを判断材料にされたんではないですか
と私は尋ねているんです。

○国務大臣(塩崎恭久君) 先ほど、判断材料は何

かというところは申し上げてきたとおりでございますので、今、パウエル、私も國務長官が安保理でスクリーンを使いながら説明している場面をよく覚えておられますけれども、それが直接的な判断材料になったわけではないということでもあります。

○緒方靖夫君 官房長官、これは大変重大な答弁だと思いますよ。

やはり、パウエル報告から十三日後、日本代表の原口大使は、イラク情勢に関する安保理公開会合において、一四四一がイラクに最後の機会を与えているとして述べている演説があります、もうこれは公表されているものですけれども。

そこには、すべての国が平和的解決を希求している、そしてそれはイラクの対応に懸かっている、と述べながら、五日のパウエル米國務長官による説明や、そして査察団からの安保理への報告等、これまでの安保理における審議を踏まえれば、イラクがこの最後の機会を受けて提出した申告書は完全かつ正確な内容を含んでいないと、そういうふうに演説しているわけです。

私は、日本語じゃなくて原文で、演説した、これは英文でやられていますので、それを見ました。そうすると、もっと明確に、二月五日のパウエル國務長官によるインテリジェンス・ブリーフィングを踏まえれば、ベースド・オン、踏まえれば、我々はこう結論付けざるを得ないと言つて、イラクの申告書を問題視する考えを、やはりパウエル報告をその第一の根拠に挙げている、こういう事態なんですよ。

そういう事実じゃありませんか。

○國務大臣(塩崎恭久君) お尋ねしますが、そのパウエル報告が何の何になったとおっしゃっているんですか。ちよつと御質問の趣旨がよく分からないので。

○緒方靖夫君 大量破壊兵器の保有の疑惑、その根拠としてパウエル報告、二月五日のパウエル報告を第一に挙げて述べているんです。

ですから、官房長官がおっしゃられた、その根拠になっていないと、判断材料になっていないと

いうことについて、否定されたことはやはり違うんじゃないですかと思つています。

○國務大臣(塩崎恭久君) 日本が開戦の支持をなされたのか、なぜ開戦を支持したのか。その際に、大量破壊兵器の問題について答えを出していないイラクの態度について、スタンスについて触れているわけですね。

その判断は、パウエル報告を唯一無二の材料として判断材料になったわけでは決してなくて、先ほど申し上げたように、累次のいろいろな条件があつて、その上で日本としては判断をしているということであつて、今、原口大使がそれにリファアしたということ、それはそれとしてあつたとしても、パウエル報告がダイレクトに、日本が大量破壊兵器が存在しているということについて判断をする唯一無二の材料になったわけではないということ、直接的な判断材料になったわけではないということ、それを申し上げているので、そんなにかしいことを言つてはいるわけではないと思ひます。

○緒方靖夫君 私も、唯一の判断材料とは言つておりません。言つていないですよ。いろいろあると思ひますよ。国連の審議、報告等々ですね、あると思ひます。

しかし、二月五日のパウエル國務長官の演説を、正確に言えばベースド・オン・ジ・インテリジェンス・ブリーフィングとなつていますが、それを、だからインテリジェンス・ブリーフィングに基づいて、また、基づくものはもう一つありますよ、デリバレーション、国連の、それに基づいてというんですからね。

ですから、判断するときの一つの重要な要素になつてはいることは明らかじゃないですか。はっきり認めてください。

○國務大臣(塩崎恭久君) 先ほど来申し上げているように、日本が大量破壊兵器をイラクが持つていたかどうかについての判断は、これまでの実際に過去に使つてきたことなど、それから国際査察団の指摘している数々の未解決の問題などがあつたわけでありまして、そういうところを根拠に言つてはいるので、それは、直近のそのパウエル國務長官が報告をしたことについても、それは追加的な判断材料の一つにはなつていないと思ひますけれども、我が国の判断をしたことについては、これまでの幾つかの判断材料の上に乗つて行われてきているということであるわけですね。

ですから、それは先ほど申し上げた、私が申し上げたとおりでございます。

○緒方靖夫君 追加的判断材料にされたということはお認めになりました。

それでは、なぜ追加的判断材料にされたんですか。

○國務大臣(塩崎恭久君) それは、アメリカの主張として安保理でそういうことを披露されたということがその一つの材料だということだと思ひます。

○緒方靖夫君 情報はいろいろありました。しかし、なぜパウエル報告に着目して、それを重視して、そして日本政府の政策判断を決めるだけの、それだけの根拠にされたか伺つております。

○國務大臣(塩崎恭久君) パウエル報告を重視したということは一言も私は言っていないと思ひます、今までの政府の答弁でも一度も言つたことはないんじゃないでしょうか。

○緒方靖夫君 この問題については、実は、原口氏が演説したその日に衆議院の予算委員会が行われております。当時の川口外務大臣が、パウエルの示した証拠などについて政府の評価を次のように述べているんですよ。

議事録がありますけれども、基本的には日本として、そういうことをやつて国際社会の協調をつくらうとしたこのアメリカの努力を高く評価する、情報の真偽、細かいことについては我が国としては確認を自らできるということではない部分がある、情報としまして、ただ、それは正に同盟国のアメリカのインテリジェンス情報である、同盟国と信頼関係にあるということは我が国としてのよつて立つ考え方の一番の基本であると、そう述べら

れた上で、パウエル國務長官の出した情報自体について言えば、これは正に機密情報で、かなりの具体性のものであつて、我が国としては、具体性がある等々のことで、十分にそこには信頼に足るものと思つておられますと、これが政府の答弁としてあるわけですよ。

ですから、結局は追加的判断とお認めになったけれども、最初は否定しながら。しかし、当時はこれだけのことを述べていたんですよ。間違いないでしょう、こういうことは、経過として。

○國務大臣(塩崎恭久君) 同盟国でありますから、同盟国が出してくる材料について言下に否定するようなことはあり得ないと思ひます。

しかしながら、このパウエル報告が真実である蓋然性が高いというような表現はちよつともかくとして、それに近いようなことをおっしゃつたとしても、日本の大量破壊兵器の存在の有無についての判断はそのパウエル報告によつてなされたわけでは決まらなかつたわけでありまして、それはもう先ほど来申し上げているとおりであり、また、これはもう繰り返し政府の答弁の中で申し上げてきたことでもありますから、それはパウエル報告の問題だけが判断材料になつてはいるわけでは決まらなかつたことだと思ひます。

○緒方靖夫君 しかし、当時の答弁で見ると、やはりアメリカのパウエル報告をうのみにして判断したと考えるを得ない、そういう状況ですよ。アメリカは、戦争を正当化し、事実上の占領を今でも続けているという大きな問題あると思ひます。しかし、この真実の問題については、情報が誤つたということについてはっきりと誤りを認めている。私は、その点、アメリカというのは本当にすこいと思ひますよ。やつぱり政治というのは、また政府というのはそうあるべきだと思ひます。

しかし、問題は日本政府ですよ。国連の場でこれを根拠に挙げて物言つた以上、日本政府の表明の真偽が問われると思ひます。いかがですか。

○國務大臣(塩崎恭久君) 繰り返し申し上げますけれども、パウエル報告を根拠にアメリカの開戦

たわけでありまして、そういうところを根拠に言つてはいるので、それは、直近のそのパウエル國務長官が報告をしたことについても、それは追加的な判断材料の一つにはなつていないと思ひますけれども、我が国の判断をしたことについては、これまでの幾つかの判断材料の上に乗つて行われてきているということであるわけですね。

ですから、それは先ほど申し上げた、私が申し上げたとおりでございます。

○緒方靖夫君 追加的判断材料にされたということはお認めになりました。

それでは、なぜ追加的判断材料にされたんですか。

○國務大臣(塩崎恭久君) それは、アメリカの主張として安保理でそういうことを披露されたということがその一つの材料だということだと思ひます。

○緒方靖夫君 情報はいろいろありました。しかし、なぜパウエル報告に着目して、それを重視して、そして日本政府の政策判断を決めるだけの、それだけの根拠にされたか伺つております。

○國務大臣(塩崎恭久君) パウエル報告を重視したということは一言も私は言っていないと思ひます、今までの政府の答弁でも一度も言つたことはないんじゃないでしょうか。

○緒方靖夫君 この問題については、実は、原口氏が演説したその日に衆議院の予算委員会が行われております。当時の川口外務大臣が、パウエルの示した証拠などについて政府の評価を次のように述べているんですよ。

議事録がありますけれども、基本的には日本として、そういうことをやつて国際社会の協調をつくらうとしたこのアメリカの努力を高く評価する、情報の真偽、細かいことについては我が国としては確認を自らできるということではない部分がある、情報としまして、ただ、それは正に同盟国のアメリカのインテリジェンス情報である、同盟国と信頼関係にあるということは我が国としてのよつて立つ考え方の一番の基本であると、そう述べら

れた上で、パウエル國務長官の出した情報自体について言えば、これは正に機密情報で、かなりの具体性のものであつて、我が国としては、具体性がある等々のことで、十分にそこには信頼に足るものと思つておられますと、これが政府の答弁としてあるわけですよ。

ですから、結局は追加的判断とお認めになったけれども、最初は否定しながら。しかし、当時はこれだけのことを述べていたんですよ。間違いないでしょう、こういうことは、経過として。

○國務大臣(塩崎恭久君) 同盟国でありますから、同盟国が出してくる材料について言下に否定するようなことはあり得ないと思ひます。

しかしながら、このパウエル報告が真実である蓋然性が高いというような表現はちよつともかくとして、それに近いようなことをおっしゃつたとしても、日本の大量破壊兵器の存在の有無についての判断はそのパウエル報告によつてなされたわけでは決まらなかつたわけでありまして、それはもう先ほど来申し上げているとおりであり、また、これはもう繰り返し政府の答弁の中で申し上げてきたことでもありますから、それはパウエル報告の問題だけが判断材料になつてはいるわけでは決まらなかつたことだと思ひます。

○緒方靖夫君 しかし、当時の答弁で見ると、やはりアメリカのパウエル報告をうのみにして判断したと考えるを得ない、そういう状況ですよ。アメリカは、戦争を正当化し、事実上の占領を今でも続けているという大きな問題あると思ひます。しかし、この真実の問題については、情報が誤つたということについてはっきりと誤りを認めている。私は、その点、アメリカというのは本当にすこいと思ひますよ。やつぱり政治というのは、また政府というのはそうあるべきだと思ひます。

しかし、問題は日本政府ですよ。国連の場でこれを根拠に挙げて物言つた以上、日本政府の表明の真偽が問われると思ひます。いかがですか。

○國務大臣(塩崎恭久君) 繰り返し申し上げますけれども、パウエル報告を根拠にアメリカの開戦

を支持したこともないし、それから大量破壊兵器の存在についての判断をここに依拠しているということも言ったことはないはずですね。ですから、総合的にいろいろ判断した上で、大量破壊兵器が存在していないということを言い切れないということが言えたわけですね。それで、累次の安保理決議に違反するイラクの取ってきた態度に対して、根拠を持った安保理決議の下に行動が取られた、それについては支持をしますと、こういうことを申し上げてきたわけですね。

○緒方靖夫君 苦しくなると元に戻るんですよ。だって、さっき認めたでしょう。判断材料、追加的な判断にしたと。ですから、同じことを繰り返しても駄目なんですよ、この問題は。

やはり私は、原口大使が明確に二月五日のパウエル長官の秘密のブリーフィングを基にしていうことを一つ挙げながら、論拠に挙げながらこの態度表明をしているわけですから、やはり国際社会の中で、国連の中で誤った情報に基づいてこうした報告を行ったということについて、やはりこの問題については、やはりそれは誤ったということとをきっちり認める、そういうのが筋じゃありませんか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 判断材料の一つと云っているのは、どっちに判断するか分からないんですからね。判断材料の一つに加わっただけであって、日本がどういう判断をしたかは緒方先生は御存じないはずですから。そこは何度も繰り返しているように、先ほど申し上げたように、大量破壊兵器がないと言い切れないという状況、そしてチャンスを生かさないで自らの疑惑を晴らしていないイラクの態度に対して問題ではないかと、そして、安保理決議について履行していないことが問題であって、そして根拠に基づいた行動を取ったことについては支持をするよということを言っているわけですから、何らかしいことを私は言っていないと思いますよ。

○緒方靖夫君 これだけのことが出されていて、しかも、パウエル報告についてパウエル自身が誤ったと、人生最大の恥辱だと言ったこの情報を取り消している中で、どの部分を取ったか分からないといつても、川口大臣の当時の発言では、ほとんどパウエル情報に依拠して政策判断したと述べているわけですよ。その経過があるのに、それを偽っている。それ自身おかしいんですよ。ですから、私は、やはり国際社会で日本政府を代表して日本代表大使が述べた、こうした発言についてやはりきつちりと、アメリカやイギリスが間違ったことは間違ったというようにはつきりとそれを認める、それは当たり前じゃないですか。

○国務大臣(塩崎恭久君) ちょっと手元になんて分かりませんが、川口大臣がどう言ったかという問題ですけども、アメリカが結果として開戦をした、これを支持する根拠にパウエル報告を使ったということとは私はないと思うんですよ。それは、もう我が国の政府としての支持については閣議決定までしているわけでありますから、それを我々の政府としての判断の根拠にしているわけでありますので、先生はパウエル報告だけを今取り上げておられますけれども、それは単なる一つの判断材料にしかすぎない。日本としては、主體的に総合的に判断をした上で日本としてのあの開戦の支持というものをし、そして大量破壊兵器の有無の判断についての日本としての、日本政府としてのスタンスをお示しをしたということだと思えますね。

○緒方靖夫君 どれだけの比重で判断したかということは別として、かなり比重を占めて、アメリカの情報だと、そしてこれは信頼できると、自分たちが知らないことばかりあると、それも確かめるすべはないと、しかし、これが大事なんだということを強調して述べているわけですよ。ですから、そういう中で判断された戦争の問題、そして開戦の支持、やはり私はこの問題については、こうした政策判断について日本政府として、やはりアメリカやイギリスが認めているように、情報に誤ったんだから、そして依拠した情報がそれ違ったわけだから、それについてはやはりきつ

ちり間違ったことは間違ったと認めた上で政策判断を国民に問う、これが正論ではないかというところを申し上げているんですよ。

○国務大臣(塩崎恭久君) アメリカにしてもイギリスにしても、間違ったというのを認めていることの対象の間違ったものは何かといえば、情報に間違っていたというのを言っているわけですね。

○緒方靖夫君 そうですよ。私はそう言っているんですよ。

○国務大臣(塩崎恭久君) で、行動について間違ったということは言っていないんですよ、どっちもアメリカもイギリスも。

○緒方靖夫君 そう、私もそれを言っている。○国務大臣(塩崎恭久君) ですから、その開戦をしたということに対しては、謝罪もしてないし、それから間違ったとも言っていないわけですよ。したがって、情報に関しては間違ったということを両方とも言っているということは、それはやっぱり間違っているじゃないですか。

○緒方靖夫君 そのとおりですよ。○国務大臣(塩崎恭久君) だから、それはそれで間違っていたと認めざるを得ませんよ。アメリカとイギリスが間違ったと言っているのに、日本だけ合っていると云ったって意味がありませんから、そんなことは意味がないことですよ。むしろ、取ったアクションがどうなのかということと、情報に間違っていたということとはそれはそれで認めるということとはごく自然の流れだと私も思っていますね。

ですから、それは認めた上で、じゃどういう、その取ったアクションについての判断はじゃやうなんだと、そのことについては何も今までの判断とは違う、違わないということを言っているわけであります。

○緒方靖夫君 米英の判断が間違った、それは情報に誤りだった、そしてその情報について、日本政府は主にアメリカからそれを受けてきて、そして、川口大臣も述べたように、やはりそれに対し

て同盟国だからとして信頼を寄せて、そしてそれを私の表現で言えばうのみにしたんですよ。ですから、そういう状況の下で行われた態度表明、政策選択、それについて、やはり情報について、私問題にしたのは情報ですよ、今、情報について米英も誤った、日本は直接集めたわけじゃないけれども、その提供を受けて誤った情報をうのみにした、そうしたら、それについてやはりしかるべき態度を取るのには当たり前じゃないですか。私、それを言っているんですよ。

委員長、私は、やはり二月十八日の原口演説が、パウエル国務長官によるインテリジェンス・ブリーフィングを論拠の一つとした責任についてどう考えるのか、やはり政府としてきちっとした見解を出していただきたい、そう要求したいと思えます。

もう一つ、私自身、官房長官もおっしゃられた累次の云々という国連決議と解釈、これが国際社会に受け入れられていると冒頭答弁されました。本当に受け入れられているんでしょうか。

端的にお伺いしますけれども、一四四一の決議を六七八の決議等と結び付けて、そしてそういうことによつてこの開戦を支持しているという、そういう解釈をしているという、そういう解釈、これはアメリカとイギリスもだと思えますけれども、それと日本政府は一体だということは明確だと思えます。そうですね。確認します。

ならば、世界じゅうでこういう見解について日米英のほかに明示的な支持を行っている国というのはほかにあるんでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 今の累次の安保理決議に基づいて対イラク武力行使を支持している国、これについて米英日以外にこの解釈をしている国はほかにあるのかということでありますけれども、もちろん網羅的に一国一国聞いていくわけではございませんので分かりませんが、少なくとも、例えばオーストラリアは明確に二〇〇三年の三月二十日付けの国連常駐代表から安保理議長あてのレターの中で同様の趣旨を述べていると

ということがございます。

○緒方靖夫君 そのほかの国はなかなか挙げるのは難しいと思います、実際問題として。

政府が米の解釈を支持している、そういうことは分かりますけれども、この問題が果たして安保理のものと言えるのかという、その点が問題だと思っています。政府は、安保理全体として累次の決議で武力行使が合理化されるという解釈の一致があったと考えられておられますか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 失礼、もう一回お願いします。

○緒方靖夫君 要するに、累次の国連決議によってイラクの開戦が行われたということについて国際社会全体の一致があったのかと、安保理全体としての一致があったのかと。

○国務大臣(塩崎恭久君) 対イラク武力行使そのものについて、安保理としては最終的には一致団結ができたわけではないと思います。アメリカ、イギリスなどの対イラク武力行使は、国際的な平和と安全を回復するという明確な目的のために武力行使を認める、先ほどの七章下の累次の安保理決議を含む安保理決議に合致するものだということと国連憲章の二つともであるのと我々は考えているわけですが、さあこの問題は、ですから安保理メンバーの中で一致した安保理全体としての考え方なのかというお尋ねであるわけでありまして、確かにフランス、ロシア、中国は懸念を表明をしたわけでありまして、また非常任理事国も反対をしているところもあったということがありますけれども、全体としてこれは、そもそも安保理決議の有権解釈というのは安保理がやるものであって、その後、安保理がその前の安保理決議を覆すような安保理決議をまたしたかということ、そういうふうにはなっていないということであるわけで、これが現実だと思っています。

○緒方靖夫君 安保理の一致はないということについてお認めになったと思います。

それでは、そうすると安保理の決議の解釈というのは個々の加盟国で行えるのか。やはり、安保理

理事国全体として、機関として行うものだと思います。ですから、今、有権解釈というふうに言われました。アメリカ、イギリスの立場というのは有権解釈だと思っています。同時に、フランス、中国、ロシアの解釈も有権解釈です。そうですね。

○国務大臣(塩崎恭久君) さっき申し上げたように、有権解釈を安保理決議についてどこが行うかということ、これは言うまでもなく安保理が行うわけですから、今お話がありましたように、最終的にドイツ、それからフランス、ごめんなさい、フランス、ロシア、中国が必ずしも一致していないかったということがありますけれども、そもそもこれは十五か国の理事国から成るのが安保理であって、合議体で決められるわけですね。この安保理で採択されたわけでありまして、実際に安保理理事国が行うことになるとするのが筋だと思っています。

安保理理事国である、先ほど申し上げた仏、独、露などに別の意見があったのは事実であるわけでありまして、同時に、さっき申し上げたとおり、別途の決定をして、その安保理、当該一四四を覆すような決定を特にしているわけではないということであると、当時の状況と過去の経緯から見て、アメリカ、イギリスなどの行動が違法であるとは言えないというふうに考えているところでございます。

日本としても、米英等の対イラク武力行使は、先ほどの来のお話を申し上げているとおり、関連安保理決議に合致をしているという意味において国連憲章の二つともであるというふうには理解をされているところでございます。

○緒方靖夫君 官房長官、各国が解釈するというのはこれ重大な問題ですよ。

安保理の決議の解釈権はだれにあるのか。安保理にあるんですよ。個々の理事国、ましてや加盟国にあるんじゃないんですよ。これはもう明確なことですよ。これはこれまでも何代も歴代の外務大臣が認めている。解釈権は安保理でございます。

これは町村大臣。あるいは国連決議の解釈、これは安保理で、これは川口さん。当たり前じゃないですか。ですから、各国があるいは理事国がばらばらに、これは正しい、あれは正しいと言ったら、国連成立したくないですよ。訂正してくださいよ。

○委員長(田浦直君) もう時間が過ぎておりますから、簡潔に答弁してください。

○国務大臣(塩崎恭久君) いや、訂正をする必要はございません。

先ほど私は明確に合議体だということに申し上げました。つまり、一つ一つの国が解釈をしなから合議体として決めるわけでありまして、安保理が決めるという、先生のおっしゃっているとおりであります。

○緒方靖夫君 それは当然なんですよ。ただ、今大臣が述べているのは、結局、アメリカ、イギリスの解釈、それは世界の一部でしかありません。それと日本が同じだというだけで、全く別の解釈、考え方に立つ、しかもそれは、国連安保理の中では有権解釈を構成するフランスや中国やロシア、そういう国々の立場、これと真つ向からぶつかる。したがって、日本の国連決議の累次云々ということとは成り立たないんですよ。

そのことを申し上げまして、時間になりましたので、終わります。

○大田昌秀君 官房長官にお願いいたします。

政府は、自衛隊のイラクへの派遣決定までに十四回の政府調査団を派遣したと報じられております。その中でイラクの治安状況等をいろいろとお調べになったことと思いますが、陸上自衛隊の派遣先をサマワに決定した理由について簡潔に御説明ください。

○国務大臣(塩崎恭久君) なぜ陸自を送るところをサマワにしたのかという大田先生からのお尋ねでございます。

政府としては、当時、何回かにわたって調査を今お話しのように行いまして、その結果を踏まえて、サマワを含むイラク南東部は、電力、それから水、医療などの社会基盤の整備に大きな問題

を抱えている、つまりそういう二、三のニーズが非常にあるということ、人道復興支援の必要性が一言で言ってしまうと大きいということで、一方で、イラクの国内でも、他地域に比べますと治安面においてそれまでの事件の数が比較的少ない、相対的に少ない、そして安定的な治安状況が続いているということと判断をしたわけでございます。

御案内のように、非戦闘地域という厳しい要件がございますので、それを満たしながらイラク特措法に基づく活動を実施することが可能で、それが適切だという地域としてこのサマワを選んだということ、当然いろいろな候補地があったのはもう先生も想像に難くないところであります。

○大田昌秀君 なぜこういう質問をするかと申しますと、実は二〇〇六年新年号の雑誌「日本の風」の中で、放送大学の高橋助教授が自衛隊の派遣先をサマワとした背景について述べております。

その高橋助教授によりまして、自衛隊がどこで活動するかが問題になっていったときに、北部はどうかとクルド人勢力が打診してきた事実は存在すると。北部ならば治安は比較的に安定しているで安全であり、クルド人勢力も全力を挙げて自衛隊を守るのと提案があったと。しかし、実際にクルド地域を選択したのは韓国軍であって、自衛隊はサマワを選択したが、それは、日本の財界がイラク南部の石油開発利権の獲得を目指しており、そのために南部が選ばれたとの見方が一部にあると指摘しているからであります。

このような財界の意向を考慮なさったというのは事実でしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) イラクにはいろいろなところに石油がまだ未開発のままでございます。実はクルドにもあるとも言われております。したがって、今先生御指摘のようなことが判断の材料になったということは考えられないというふうに思います。

○大田昌秀君 前回の本委員会での質問と若干重なるわけでございますが、日本の基地から米軍が

戦闘地域へ出動するという場合には事前協議の対象になると我々は理解しているわけなんです。実は、つい最近、岸総理のときにこの事前協議について密約があって、それで必ずしもそのことが対象にならないということが新聞で報じられております。

これまで、どなたでも結構ですが、沖縄基地からこのイラクの戦争にどれだけの米軍が出撃したのか、まあ出撃という言葉が嫌いですと、嘉手納の基地あるいは沖縄の基地からイラクの基地へ移ったという外務省はそういう言い方をしているわけなんです、どれくらい軍隊が移動したんですか。

○政府参考人(山崎信之郎君) 規模については承知をしております。海兵隊と米国の戦闘機がイラクの方に派遣されたというふうに聞いております。

○大田昌秀君 そうしますと、沖縄から海兵隊やあるいは空軍、ヘリ部隊とかがイラクの戦争に参加したというのは、沖縄から見てるとこれは戦闘への、明らかに沖縄基地を利用して戦闘へ参加したと見られるわけなんです、これも、前回の委員会のように、戦闘に参加したのではなくて沖縄の基地からイラクの基地へ移動した話だから事前協議の対象にならないというふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 基本的にはならないと思います。

○大田昌秀君 そうしますと、事前協議の対象になるようなケースというのは、例えば日本本土の基地から、日本の基地から、米軍基地から米軍が出ていく場合に事前協議の対象になるようなケースというのはどういふケースですか。

○国務大臣(麻生太郎君) 基本的には、例えば沖縄が爆撃された、隣国から、どことは言いませんけど、それに対して沖縄の米軍基地からその攻撃した国に対して攻撃をするというようなことはあり得るんじゃないでしょうか。沖縄が仮に侵略されたとか、そういったことならあり得るんじゃないかといいことでしょうか。

○大田昌秀君 確認させていただきます。これまで、もう事前協議制度が設けられてから随分長い期間たちますが、これまで一度でも事前協議制度が適用されたことございますか。

○国務大臣(久間章生君) これ防衛省じゃなくて外務省かもしれませんけれども、米軍が沖縄から本土に引き揚げる、あるいはよその地域に移っていく、これについては何ら日本国政府の運用の問題じゃないわけですよ。行った先でどういふ命令を受けて出ていくか、これはまた米軍の話でありまして、沖縄から直接出撃して戦闘に参加するという場合だったら、我が国の基地を提供している我々としてはこれは非常に重大関心事を持つて対応しなければなりませんけれども、米軍がいったん洋上に行つて、そこから新たな命令を受けてどこに行くかというのはこれは米軍の運用上の問題でありまして、我々としては、基地を提供している日本国政府としては、それから先のことにについては直接の関係はないという、そういう仕切り方をしておる方がはつきりしていると思います。

○大田昌秀君 そうしますと、防衛大臣は、沖縄から出ていった米軍というのは、イラクで戦争に参加しているとお考えにならないわけですね。

○国務大臣(久間章生君) これは、出ていったその部隊がその出ていった部隊としてやっているか、あるいはだれかの隷下に入つてそこで、例えば中央軍の隷下に入つてその命を受けて攻撃をするか、それはまた別の話でありまして、沖縄の米軍の命令に基づいて出撃するならば我々としては重大関心事を持つておりますけれども、いったん違う隷下に入つてしまふということになりますと、それは米軍の運用の問題でありますから、それは我々としては関与すべき話じゃないと思えます。

○大田昌秀君 これまで何度も地位協定の改定というのが地元からお願いされて、要請されているわけなんです、もう毎度、地位協定の改定は難しいから運用面でやるということ政府はおっしゃっているわけなんです、今のようには明らかに沖縄の基地からイラクへ出撃するとしか言いようがないわけなんです、そういうのが事前協議の対象にならないとすれば、事前協議の意味合いというのは何のためにつくつたんですか。

○国務大臣(久間章生君) 確かに、在日米軍がどこかに移つていったためにここが空白になつてしまつて抑止力が極端に低下するということになるならば、それは我が国としてもそれなりことは考えなきゃなりません、それは今までだって、在日米軍の海兵隊がよそに、オーストラリアならオーストラリアに出掛けていつて向こうで訓練をやるといふときは、こちらは空白状態になるわけですから、その程度の範囲で半分部隊が残つていようとなれば、そこまでは従来から一々協議せずにはやってきているわけですから、そういう意味では協議の対象にはならないと思つてもそれはどの問題にはならないと思つて。

○大田昌秀君 今おっしゃるとおり、沖縄の米軍が、やれフィリピンに行つたとかオーストラリアに行つたとかニュージランドに行つたとか、明らかにその行き先が明確である場合は今おっしゃるとおりでいいと思いますが、明確にイラクへ行つていふことが分かっている場合、それでも、単に沖縄という地域からイラクという地域へ移動したということでは事前協議の対象にもならない、これはもう運用面で構わないんだという、そういう発想をなさると、やはり基地を抱えているところでは非常に不安が高まるわけなんです。ですから、その辺は是非もともとと真剣にお考えいただきたいと思ひます。

次に伺いますが、外務省にお願いいたします。午前の本委員会での同僚議員の質問と若干重なるところで恐縮ですが、お願いいたします。イラク戦争の開戦以来、これまでの米兵らの死亡者については三千四百三十五人、民間人の犠牲者は六万四千七百七十六人、最大七万九百三十四人であることが明らかにされました。

そこで伺いたいのは、ではイギリス軍と、米英軍を除くいわゆる多国籍軍、そしてイラク軍及びイラク警察軍の兵士が一体どれくらい犠牲になつたか、教えてください。

○政府参考人(奥田紀宏君) 米軍、英軍、米英軍を除いた多国籍軍の死亡者数でありますけれども、これは、米NGOのイラク・コアリション・カジュアリーティール・カウントというところの計算によりますと、六月四日現在で百二十八人という統計が出ております。それから、イラク軍でありますけれども、イラク軍及びイラク警察の死亡者数でありますけれども、同じそのイラク・コアリション・カジュアリーティール・カウントというアメリカNGOによれば、同日、本年六月四日現在、合わせて六千九百三人という数字が出ております。

○大田昌秀君 これはイラク軍ですか、警察ですか。

○政府参考人(奥田紀宏君) 失礼しました。これは、合わせた数が六千九百三人です。イラク軍とイラク警察を合わせた数が六千九百三人と出ております。

○大田昌秀君 内訳は分かりませんか。

○政府参考人(奥田紀宏君) 済みません、現在、手元では分かりません。

○大田昌秀君 同じく外務省に、外務大臣にお願いいたします。

ただいま御説明がありましたように、イラク戦争によつて尊い多くの人命を失っているわけですが、それだけでなく、テロが続発し、宗派対立が深刻となり、治安はますます悪化する中で、市民とすれば身を守るには民兵に頼るほかはなく、電気や水にも事欠く生活を強いられて、国の機能が麻痺しているというのが現状ではないでしょうか。

外務大臣は、これまで米軍が軍隊を増派したり、それから日本の自衛隊が後方支援活動をするとか、多国籍軍が懸命になつて治安の回復とかあるいは復興とかの問題に取り組んでいるわけでは

が、依然としてこのような悪い状態が続いている、その根本的な理由は何だとお考えでしょうか。まあ難しい問題だと思いますが。

○国務大臣(麻生太郎君) その国の戦闘状態がいろいろな要素で継続ということになる例というのは、これはもう誠に同じ国の中でも地域によって随分差があると思いますんで、これは、大田先生、一概にこれが理由というのはちょっとなかなか言えないと存じます。

○大田昌秀君 防衛大臣にお願いいたします。

くどいようで大変申し訳ございませんが、先日、海上自衛隊を普天間の代替施設・区域の環境事前調査のところへ派遣したことについてお伺いいたしました。その海上自衛隊の掃海母艦を派遣した理由についてお伺いしたところ、防衛大臣は、防衛省と言ってもいいですが、国家行政組織法第二条二項による省庁間の協力であると御説明なさいました。

そこで伺いますけれども、過去において同法第二条二項を適用して自衛隊を派遣したケースがこれまであります。あつたとしたら、どこで、いつ、何件くらいのケースがございますか。

○政府参考人(山崎信之郎君) 各年の統計はちょっと今手元にございませんけれども、例えば北海道の沿岸部におきます海水の観測、これは気象庁さんに対する協力でございます。それから、地図作成のための航空写真の偵察、これは国土地理院さんに対する協力です。それから、硫黄島戦没者遺骨の収集に対する人員の輸送等の支援、これは厚生労働省さんに対する支援でございますが、などがございまして、相当多岐にわたった官庁間協力を行っております。

○大田昌秀君 この事例の場合は、今申し上げた国家行政組織法第二条を適用してのことですか。

○政府参考人(山崎信之郎君) 国家行政組織法第二条第二項のいわゆる官庁間協力の精神を踏まえて海上自衛隊が協力をした、あるいは各自自衛隊が協力をしたということでございます。

○大田昌秀君 趣旨を踏まえてということじゃない

くて、そういう要請を受けてこの法律に基づいて派遣したということですか。

○政府参考人(山崎信之郎君) これは、当然、各省庁からそういう協力要請を受けて、当方としては、御答弁をしたかと思いますが、公共性等基準に照らして協力が可能であるということであつて、協力をしたわけでございます。

○大田昌秀君 これは理事会事項だと思いますけれども、お願いですけれども、後で結構ですので、具体的に今のケースについて、事件ごとに、派遣先の事例ごとに、だれがどういうふうによつて要請してどういう形で派遣したと、何名派遣したというよう形の資料を提供していただけたら有り難いと思います。ひとつよろしくお願いいたします。

それで、防衛大臣に改めてお伺いしますけれども、国家行政組織法第二条二項はあくまでも省庁間の仕事の連携を決めたものであつて、今回のケースのように自衛隊を環境調査の事前調査の場合に派遣が可能なものか。そこで、もし、せんだつて質疑応答の中で大臣は、今回の派遣は不測の事態も念頭に置いてのことという趣旨のこともおっしゃいました。あるいはまた、掃海部隊の潜水技術を使う必要があつたからということもおっしゃっているんですが、そのうちのどちらなのか、あるいは両方なのか、教えてください。

○国務大臣(久間章生君) まず、「ぶんご」をあの地域に出したことにきましては、いろんなことがあり得るのであつて、待機するようによつて、そういうような命令を私が出してあります。これは潜水夫を使うとか具体的な話ではございません。これはもうあらゆる事態に対処するためにあの地域まで出掛けることについてそれを命じたわけでありまして。

それで、一方、潜水夫を使つていわゆる器具を設置した、これは防衛施設庁から依頼を受けて海上自衛隊が適切にそれに対応したということでありまして。

それと、省庁間協力が法律上ははっきり書いてありますけれども、省庁間ができて省内ができて

いということはありません。法律解釈からいって。だから、その精神にのっとりましてという答弁を事務方からしているわけでありまして。そういう整理の仕方でございます。

○大田昌秀君 民間にこの種の事業を委託する場合は、当然民間の受託をする会社というのは潜水問題についても専門家が備わっていると思ひます。つまり、民間の企業に委託する場合にはそのような技術的な問題を解決できる民間に委託するのが通常だ、普通のことだと思いますが、今回の事前調査を受託した民間の会社というのは潜水作業に習熟していなかったのか、それからその受託したのは県内の企業なのかそれとも県外の企業なのか、差し支えなければ教えてください。

○国務大臣(久間章生君) これは調査、大掛かりでございますから、全国からそういうような能力を持った会社として、東京の会社だと思ひますけれども、それが入札で取っております。

○大田昌秀君 今回の環境の事前調査にどれくらいこの予算を組まれたんですか。

○国務大臣(久間章生君) 機器設置関連で大体、大ざっぱですけれども、二十三億円です。

○大田昌秀君 なぜこういうことをあえてくだいたいみたい質問するかといいますと、自衛隊の任務について自衛隊法第三条には、「わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に當るものとす。」とあります。

これを踏まえて自衛隊の治安出動も行われるわけですが、治安出動に当たっては、第七十八条、命令による治安出動において、「内閣総理大臣は、間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもつては、治安を維持することができないと認められる場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができ。」と規定しています。また、第八十一条、要請による治安出動においては、「都道府県知事は、治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認める場合には、当該

都道府県の都道府県公安委員会と協議の上、内閣総理大臣に対し、部隊等の出動を要請することができ。」とし、同条二項では、「内閣総理大臣は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等の出動を命ずることができ。」と規定しています。

つまり、内閣総理大臣は自衛隊に治安出動を命じることができるとされてはいますが、今回の派遣は総理大臣は御存じですか。それとも、防衛大臣の御意思だけで決めたことなんでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) 今述べられましたような防衛出動、治安出動、あるいは、それ言われませんでしたけど、海上警備行動、これら実力組織としての力を発揮する、そういう自衛隊の行動については、法手続がきちんと法定されております。しかしながら、そうでない一般的な本来の任務に支障のない範囲においてやれることについては、書いてないことがたくさんございます。

例えば、雪祭りでもそうです。あるいはまた、先ほど言いました流水の調査、あるいは硫黄島への慰霊団の人たちが行くときの、その慰霊祭を行うための輸送を厚労省から要請される、そういう場合には今みたいな要式行為は必要としないわけでありまして、そういうことを考えますと、今回の潜水を行ったというのがそれから見たときにどうかというふうに考えますと、決して実力組織としての公権力の行使でないというふうに考えればそれほどの問題ないということは御理解できると思ひます。

○大田昌秀君 今回の普天間の代替施設の建設については地元では大分反対運動が強いということですが、これは大臣も政府もよく御存じのことでございますが、それを北海道の雪祭りなんかと一緒にされてしまうとちょっと無理があるのではないかと、いうふうに思ひます。

さて、去る六月四日付けの朝日新聞は、日本が米国の最新鋭ステルス戦闘機F22ラプターを大量配備するのではないかと、の危機感が中国や韓国に広がっている、日本は何も決めていないと説明す

るが、中国や韓国の不信感は解けないと報じています。

去る二月十七日から五月半ばまで、一時的ながらこの世界最強の戦闘機と言われるF22ラプター十二機が嘉手納に駐留しましたが、その経緯について説明してください。そしてまた、今後ローテーションの形でまたも嘉手納に持つてくるつもりなのかどうか。それから、政府はその件について事前に地元と話し合っていたかどうかについても教えてください。

○国務大臣(久間章生君) 経緯と言われましても、アメリカが新しいという戦闘機を沖縄に持つてきて、いろいろテストも含めてフライトやっただんだと思いますし、そしてまた日本との共同訓練も実施いたしました。私に言わせると、いい飛行機だぞということもPRもしたかったんじゃないかという思いもいたしておりますが、いずれにしても、日本に一時的とはいえないながら持つてきた、その内容についてはつまびらかではございませんが、確かにいい戦闘機だなというのとは分りました。

○大田昌秀君 アメリカの、米軍の再編問題で、沖縄の基地を削減するとか、やれ八千人の海兵隊をグアムに移すから沖縄の基地は削減されるんだと、沖縄の県民は喜ぶんだという趣旨の御発言がしばしば政府から出てきますが、今申し上げたように、世界最強の戦闘機と言われるのがローテーションで沖縄に絶えず来るような形になってしまふと、これは過去においてあれだけの戦争の犠牲を出しながら、まだ戦争の教訓を何も学んでいないのかということになるわけなんです。ですから、その辺りは是非真剣に考えたいだいたいと思います。

さて、前回のこの委員会で、高校教科書から、集団自決と関連した旧日本軍の関与について、その検定であいまいな形になっているという問題について触れました。そして、私は、アメリカのブルームバーグという会社が世界の百三十国約三十万人の顧客と約四百社の契約社に対してこの教科

書問題についての記事を配信したということに触れました。

さらに、ニューヨーク・タイムズとかインターナショナル・ヘラルド・トリビューンというアメリカの大きな新聞もこのことを取り上げているわけなんです。今日現在、沖縄の十七の市町村議会がこのことについて撤回すべきだと、つまり、検定で軍の関与というものをあいまいにした、あるいは軍の関与はなかったという趣旨の表現を撤回すべきだという意見書を探したということが報じられておりますが、官房長官、政府はこのことについてどのような対応をお考えでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) もう御案内のように、日本の教科書は、これ国家決定ではございませんで、なおかつこれは文科省においてやっていることとでございますので、私がお答えする立場にはないというふうに思います。

○大田昌秀君 前にも安倍総理にも伺いましたけれども、私は歴代の総理の沖縄認識、沖縄に対してどういう考え方、どういう見方をしているのか、それによって対沖縄政策が随分と異なってくるという趣旨のことを申し上げました。

官房長官は総理をお助けしていろいろと沖縄政策にもかかわっておられるわけなんです。官房長官は、沖縄戦についてこれまで何かお読みになったりスタッフからレクチャーを受けられたりして、沖縄戦でどれだけの住民がどういう形で犠牲になったかということについて何か御存じでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) もちろん、学校でいろいろ習ったのは、小中高、まあ大学は余り教えてくれなかったような気がしますが、ございしますし、自ら書物をひもといたこともございします。それから、何よりもやはり、沖縄にお邪魔をした際に、現地に赴いたときに、どういう戦場があったかというのをつぶさに見せていただいて非常に深い思いを持ったところでございまして、二度と悲惨なことが、同じようなことが起きないようにしなければいけないということを感じたところでござ

います。

○大田昌秀君 政府の言わばかじ取り役として、官房長官、基地がある方が軍事的に安全とお考えですか、それとも基地がない方がそこに住んでいる一般の人々にとって安全とお考えですか。どちらですか。

○委員長(田浦直君) 塩崎官房長官、もう時間過ぎていますから、これ最後の答弁にしてください。○国務大臣(塩崎恭久君) 沖縄の皆様方に米軍の基地のかんりの部分が集中をしているということ、で長い間御苦労をお掛けしてきたというこの厳然たる事実は、私たちの胸にいつも刻んでおかなければいけないと思っています。

一 国の安全保障の問題は、これはこれとしてしっかりと考えていくわけでございまして、当然、今回の米軍再編についても、沖縄の皆様方やそれぞれ全国にある米軍の基地の周辺にお住まいの皆様方の負担の軽減というものを図りながら、我が国全体の安全を図っていくためにこの抑止力は維持をしていくということは原則でございします。で、それについての御理解を賜られるように、丁寧に現地の皆様方にお話をさせていただきながら御協力をお願いをしていくというのが政府の基本的な姿勢でなければならぬというふうに思っております。

いずれにしても、丁寧に、しかし国全体のことも考えながら、しっかりと御理解を賜れるように努力を重ねていくというのが我々の考え方でございします。

○大田昌秀君 終わります。ありがとうございます。

○委員長(田浦直君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後三時散会

六月一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、米軍基地の再編・強化、三兆円負担の反対、米軍再編特措法案の廃案に関する請願(第一

三五一号)

一、米軍基地の再編・強化、三兆円負担の反対、日米合意の撤回に関する請願(第一三五二号)
一、米軍基地の再編・強化、三兆円負担の反対、米軍再編特措法案の廃案に関する請願(第一三五九号)

一、イラクからの自衛隊撤退に関する請願(第一三六〇号)
一、ILOパートタイム労働条約(第七十五号)の批准に関する請願(第一三六五号)

一、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案の廃案に関する請願(第一三七四号)
一、在日米軍再編関係経費並びに在日米軍再編特措法案反対に関する請願(第一三七八号)

一、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願(第一四一六号)(第一四一七号)(第一四一八号)(第一四一九号)(第一四二〇号)(第一四二二号)(第一四二三号)(第一四二四号)

一、バグダッド大虐殺の中止、航空自衛隊即時撤退に関する請願(第一四五五号)
一、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願(第一四五六号)

第一三五一号 平成十九年五月十八日受理

米軍基地の再編・強化、三兆円負担の反対、米軍再編特措法案の廃案に関する請願
請願者 千葉県印西市内野二ノ六ノ二五ノ四〇五 早坂義郎 外百四十七名

紹介議員 緒方 靖夫君
政府は、自治体と住民の反対の声を踏みにじって、米軍基地の再編・強化計画を日米合意した。これは、在日米軍基地をイラク戦争のようなアメリカの先制攻撃戦争の司令・出撃拠点として、一層強化しようとする計画である。また米軍と自衛隊の軍事一体化を進めようとしていることは、重大である。しかも三兆円もの税金を米軍再編のために使うなど、前代未聞の暴挙である。沖縄県・名護、神奈川県・座間、山口県・岩国を始め全国

各地で、「基地あるゆえの犠牲や地元負担はもうたくさん」と米軍基地の再編計画に反対する自治体ぐるみの運動が広がっている。この声をつぶそうと政府は、基地強化を受け入れる自治体だけにカネを出す新交付金制度を新設しようとしている。

については、緊急の課題として、次の事項について実現を図りたい。

一、政府が自治体の頭越しに日米合意した基地強化計画を撤回すること。

1 米第一軍団司令部のキャンプ座間への移転、原子力空母の母港化をやめること。

2 沖縄の普天間基地を即時閉鎖し、辺野古への新基地建設計画を撤回すること。

3 住民投票の意思を尊重し、岩国への米空母艦載機移転計画を撤回すること。

二、グアム移転費など米軍再編のための三兆円負担をやめ、再編特措法を廃案にすること。

第一三三二号 平成十九年五月十八日受理
米軍基地の再編・強化、三兆円負担の反対、日米合意の撤回に関する請願

請願者 兵庫県西宮市枝川町一七ノ七ノ六 五六 勝聡子 外百十四名
紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第一三三九号 平成十九年五月十八日受理
米軍基地の再編・強化、三兆円負担の反対、米軍再編特措法の廃案に関する請願

請願者 埼玉県大里郡寄居町桜沢二、六七 九ノ四 浅見京子 外八十一名
紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第一三六〇号 平成十九年五月十八日受理
イラクからの自衛隊撤退に関する請願

請願者 さいたま市緑区三室一、八二九ノ一 小松勝俊 外百二十九名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第一三六五号 平成十九年五月十八日受理
ILOパートタイム労働条約(第百七十五号)の批准に関する請願

請願者 東京都文京区向丘二ノ一七ノ一ノ四〇二 小野寺篤 外十四名
紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第八三三三号と同じである。

第一三七四号 平成十九年五月二十一日受理
駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案の廃案に関する請願

請願者 東京都八王子市狭間町一、七八二ノ一ノ一一一 斉藤圭子 外十七名
紹介議員 緒方 靖夫君

「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案」は第一に、再編に伴う関係自治体に再編の進捗状況によって交付金を払う制度を創設し、言わば札束で住民や自治体の反対の声を圧殺しようとする非民主的な法案である。第二に、再編に絡んで沖縄の米海兵隊をグアムへの移転費七、〇〇億円など総額三兆円を超えるとも言われる日本側負担の仕組みをつくる法案となつてい

る。米軍のためには世界にも過去にも例のない法律までつくって、巨額の税金を投入するなど許すことはできない。第三は、在日米軍基地の強化・恒久化にとどまらず、自衛隊の基地の強化、日米軍事一体化を促進し、防衛省の強化を進めようとしてい

るものである。平和憲法から逸脱し、日本をアメリカの先制攻撃戦略に深く組み込む法案となつてい

る。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案」を廃案とすること。

第一三七八号 平成十九年五月二十一日受理

在日米軍再編関係経費並びに在日米軍再編特措法案反対に関する請願

請願者 兵庫県豊岡市福成寺九三八 小山 厚 外一万八千五百四十九名
紹介議員 那谷屋正義君

この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第一四一六号 平成十九年五月二十三日受理
女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願

請願者 長野市高田二七六ノ八 傳田明美 外三十一名
紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

第一四一七号 平成十九年五月二十三日受理
女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願

請願者 兵庫県姫路市飾磨区英賀保駅前町五二ノ三F 小谷孝司 外三十一名
紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

第一四一八号 平成十九年五月二十三日受理
女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願

請願者 東京都千代田区二番町一二ノ一 前田祥子 外三十一名
紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

第一四一九号 平成十九年五月二十三日受理
女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願

請願者 仙台市宮城野区小田原山本丁一ノ一 及川薫 外三十一名
紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

第一四二〇号 平成十九年五月二十三日受理
女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願

請願者 千葉県南房総市谷向一一六ノ二 安田俊美 外三十一名
紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

第一四二二号 平成十九年五月二十三日受理
女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願

請願者 大阪府中央区上町Aノ一二 竹澤 秀史 外三十一名
紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

第一四二三号 平成十九年五月二十三日受理
女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願

請願者 群馬県前橋市大手町三ノ一ノ一〇 森村恭一郎 外三十一名
紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

第一四二三号 平成十九年五月二十三日受理
女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願

請願者 沖縄県那覇市奥武山町二六ノ二四 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

第一四二四号 平成十九年五月二十三日受理
女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願

請願者 埼玉県久喜市南二ノ一一ノ六 池田英次 外三十一名
紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二二四〇号と同じである。

第一四五五号 平成十九年五月二十四日受理

バグダッド大虐殺の中止、航空自衛隊即時撤退に
関する請願

請願者 兵庫県西宮市戸田町三ノ二ノ五

〇六 山川義保 外四百九十四名

紹介議員 福島みずほ君

イラクでは、ブッシュ政権の掲げるイラク新政
策の下、バグダッド市を中心に九万人を超える兵
力を投入した最大規模の掃討作戦が進行中であ
る。これは、武装勢力の掃討や治安回復などは
なく、罪なきイラク市民を大量に虐殺する戦争犯
罪である。作戦開始直後から、占領軍によって多
くの市民の命が奪われ、これに呼応して武装勢力
の爆弾攻撃が急増し、市民の犠牲は後を絶たない。
既に六万五千人以上の命が奪われており、これ
以上の殺戮は許せない。ところが、安倍首相は二
月九日の国会答弁で、ブッシュ政権のイラク新政
策を理解し、支持すると表明した。二月二日、
米 Cheney 副大統領との会談でも「航空自衛隊
の活動や政府開発援助（ODA）を通じてイラク
を支える」と述べ占領継続の意志を伝えた。航空
自衛隊は、今も完全武装米兵と軍事物資を C130
輸送機でイラク全土に空輸し、虐殺を支えてい
る。また、今年度の予算ではイラク特別措置法の
延長（航空自衛隊の駐留延長）や、米軍再編・強
化、軍備増強のための予算が計上されており、こ
のような戦争と市民の殺戮のための予算を認める
ことはできない。

ついでに、次の事項について実現を図りたい。
一、ブッシュ政権のバグダッド大虐殺を支持しな
いこと。即刻中止させること。

二、イラク特措法二年間延長法案を廃案にし、航
空自衛隊の派兵期間の延長をやめ、即時に撤退
させること。

第一四五六号 平成十九年五月二十四日受理

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関

する請願

請願者 三重県津市安濃町内多一、六八七

ノ一 大山隆幸 外二十六名

紹介議員 岡崎トミ子君

この請願の趣旨は、第二二四〇号と同じである。

平成十九年六月十四日印刷

平成十九年六月十五日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P